

令和5年度
事業計画書
資金収支予算書

社会福祉
法人 宮城県障がい者福祉協会

令和5年度 事業計画書

目 次

基本理念及び基本方針	・・・	1
社会福祉事業		
A 法人本部	・・・	2
B 杏友園（障害者支援施設）	・・・	4
C ふぼう（障害者支援施設）	・・・	9
D 啓生園（障害者支援施設）	・・・	16
E 第二啓生園（就労継続支援B型）	・・・	21
F 宮城県障害者福祉センター（指定管理施設）	・・・	25
G オアシス（特定相談支援事業）	・・・	33
公益事業		
H 地域公益事業	・・・	34
I 宮城県障害者社会参加推進センター（受託事業）	・・・	37
J 幸町ウエルフェア温水プール（補助事業）	・・・	41
K 宮城県障害者総合体育センター（指定管理施設）	・・・	45
L 肢体不自由児協会事業	・・・	50

社会福祉法人 宮城県障がい者福祉協会

1 基本理念

すべての人が尊重され、安心して暮らせる社会を実現します。

2 基本方針

- ア 障がい者福祉および地域福祉に貢献します。
- イ 複雑化する地域ニーズに対して、主体的に取り組めます。
- ウ 障がい当事者団体として、こころ豊かな社会を目指します。
- エ 利用者の尊厳を守り、安心と安全を提供します。
- オ 事業運営の透明性を向上します。
- カ 職員の専門性と倫理観の向上を目指します。
- キ ボランティアや福祉人材の育成に取り組めます。

A 法人本部

◎運営の基本方針

1 地域生活

地域共生社会の実現に向け、「障がい児」から「高齢障がい者」まで、地域生活における課題に取り組みます。

各市町村協会における組織及び事業の在り方については、タイムリーな現状把握に努め、法人としての具体的な支援について、意見交換をおこないます。

2 施設経営

施設利用者の支援については、自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮し、「より丁寧に、より細やかに」をサービス提供の基本としながら、社会福祉法人の使命に基づいた健全かつ安定した経営をおこないます。

地域共生社会の考え方に基づいた「地域に開かれた施設」であることと、地域住民や関係機関との連携体制の構築により、利用者の安全確保に向けた、防犯対策及び防災対策を強化します。

職員の人材確保と定着のために、「働きがいのある魅力的な職場づくり」「働きやすい環境づくり」「風通しの良い職場づくり」を進め、次世代に向けた人材育成に努めます。介護ロボットやICTの導入等、業務効率化に向けて検討します。

老朽化による改修工事が続く、啓生園および第二啓生園については、建て替え計画を具現化できるよう準備していきます。

3 県有施設の指定管理

宮城県障害者福祉センターと宮城県障害者総合体育センターは、地域の社会資源として活動拠点となれるよう、事業の充実と利用促進を図ります。

環境配慮実践事業者として、環境配慮の取り組みを推進しながら、円滑で安定した管理運営に努めます。

4 地域との連携・地域公益活動

各地域の福祉関係団体と相互協力を図り、地域の自立支援協議会や福祉関連諸会議にも積極的に参加します。

社会貢献活動としての「地域における公益的な取組」について、地域の福祉ニーズに対応する、法人の特性を活かした福祉サービスを検討します。

5 その他

- ・ 昇進昇格、賃金、教育の処遇に反映される人事評価制度に取り組みます。
- ・ 賛助会員制度の積極的な広報に努めます。

- ・ 中長期経営計画検討委員会（建て替え計画を含む）を発足させ、5年後10年後を見据えた経営計画が全職員に周知できるよう取り組みます。
- ・ 倫理委員会のもと、倫理綱領を見直し、時代の流れに即した行動指針を作成します。
- ・ 障害者虐待防止要綱に基づき、事業所単位だけではなく法人全体として取り組みます。
- ・ 法人本部事務局を含めた総務課（管理課）業務の標準化と効率化を目指します。

◎重点事項

- （1）安心安全な環境づくり、共に支え合う地域社会の実現に努めます。
- （2）利用者本位のサービス提供をおこないます。
- （3）社会福祉法人の使命に基づいた健全かつ安定した経営を目指します。
- （4）実効性のあるBCP（業務継続計画）の策定を進めます。

◎組織運営委員会 他

- | | |
|------------------|--|
| （1）理 事 会 | 年度内5回
（定例5月・3月、臨時6月・9月・12月）
その他必要時 |
| （2）評 議 員 会 | 定時6月、その他必要時 |
| （3）常任理事会 | 年度内4回（5月、9月、12月、3月）
その他必要時 |
| （4）監 事 会 | 年度内2回（決算5月、中間11月） |
| （5）内部監査 | 必要回数 |
| （6）苦情解決制度第三者委員会 | 必要時 |
| （7）競争入札および指名委員会 | 必要時 |
| （8）施設長会議 | 毎月1回以上 |
| （9）職員研修会 | 年度内1回以上 |
| （10）正職員登用試験 | 年度内2回（前期9月、後期2月） |
| （11）総務担当打合せ会 | 毎月1回 |
| （12）労務管理打合せ会 | 毎月1回 |
| （13）中長期経営計画検討委員会 | 必要時 |

B 杏友園（障害者支援施設）

◎運営の基本方針

利用者の意思決定と選択を尊重し、権利を擁護するとともに、人格と個性に基づいた支援に配慮し、常にサービスを受ける利用者の立場を考慮した良質で安心安全なサービス提供に努めます。

国が示すガイドライン等に基づいた組織のガバナンス強化、人材育成、介護人材確保にむけた取り組みをおこない、福祉現場における業務効率化のためにICTの利用促進等による効率化を推進し、業務の軽減に取り組み、働きやすい職場環境改善に努めます。

物価高に対応した、国や県の助成金等を活用して安定した施設運営に努めます。

利用者支援につきましては、安全で快適な施設利用を目指して、サービス管理責任者を中心とした個別支援計画等の充実を図りながら、利用者満足度の高いサービス提供を実施していきます。

また、施設行事・日中生活の在り方について検討し、感染症予防対策を考慮しながら余暇支援の機会を確保していき、安心して充実した生活が送れるよう支援します。

サービス提供の要である職員の資質の向上につきましては、専門性の向上とサービスの質の向上を目的に各種研修会への参加と虐待防止に向けた取り組み、虐待防止委員会を中心とした定期的な検証や研修を開催し、自己研鑽の機会を提供します。

施設における感染症や食中毒などの対応強化を図る観点から、感染対策委員会の定期的な開催、指針の整備、継続した感染予防対策の検証や研修・訓練を実施し、感染症の発生やまん延防止に努めます。

また、火災や地震等さまざまな災害を想定した防災訓練を実施していくことで、職員の役割分担を明確にした業務継続計画の策定及び訓練・研修などの強化を図っていきます。

感染症や災害が発生した場合でも、関係機関等と連携を図りながら、継続的にサービスが提供できるような体制を構築していくように取り組みます。

◎支援計画

1 生活介護事業・施設入所支援事業

(1) 生活班

コロナ禍で利用者にはいろいろな制約が生じておりますが、制限緩和に向けて情報収集をおこない、より良い支援につなげます。

サービス管理責任者が、個別面談等により把握したニーズに細やかな対応ができるように、各種研修等の参加や訓練等を進めていき、ケアスタッフの質の向上に努め、安心快適な支援を提供していきます。

ア 快適に暮らせる生活空間の提供

イ 身体状況や健康状態に応じた適切な介護の提供

ウ 介護機器の適正な活用による、安全で確実な介護の提供

エ 各種活動への支援

(ア) 日中活動 …年中行事（書道、スポーツレク、カードゲーム、その他）

(イ) 行 事 …新緑会、杏友園まつり（秋）、忘年会

(ウ) 外 出 …買い物外出、各種イベントへの参加

(エ) 個別活動 …買い物外出、調理活動、食事会等

オ 利用者自治会の運営に対する支援の継続

(2) 地域班

生活介護事業（通所）は、宮城東部地区二市三町における地域障害福祉サービスの一翼を担う事業所として、関係市町村や相談支援事業所と連携しながら、継続的なサービスの提供に努めます。

ア ご家族等のコロナ感染等の状況や日々の利用者の健康状態を把握しながら、安心な生活の場として快適に過ごしていただくように努めます。

イ サービス管理責任者が作成した個別支援計画に基づきながら、利用者の楽しみを高めていけるような支援をしていきます。

ウ 日中活動として、カードゲーム、ポッチャ、風船バレー等利用者の要望を取り入れ、余暇支援の充実に努めます。

また、個別支援として希望外出に関しても、近隣のコンビニでの買い物等を取り入れていきます。

エ 様々な感染症に対し、徹底した感染症防止対策を実施していきます。ご家族や地域関連事業所との情報共有を図りながら、事業継続ができるように努めます。

(3) 健康班

新型コロナウイルス感染症等の感染症予防や利用者の高齢・重度化に伴い、日々変化する身体状況の観察に努め、健康管理、栄養管理などに取り組みながら、利用者が健康的な生活を過ごせるように支援します。

また、看護師、管理栄養士は、ケアスタッフと連携を図りながら、利用者の健康面の課題に取り組みます。

ア 看護

(ア) 日々の身体観察と健康チェック（バイタルチェック、体重測定等）

(イ) 基本的生活に欠かせない食事、睡眠、入浴、排泄等の総合的な支援

(ウ) 服薬、通院、入院等の支援

(エ) 健康維持のための各種検診の実施

a 基本健診…心電図、採血（アルブミン値検査含む）

b 胸部X線検査

c 尿検査（糖、潜血、蛋白）

d 癌検診…大腸癌検診、乳癌検診、子宮癌検診

e 歯科検診

(オ) 嘱託医による診察と健康に関する相談

a 嘱託医園内診察…内科医（月1～2回）、精神科医（月1回）

※希望者には有料で訪問歯科（月2回）、訪問マッサージ（週1回）

(カ) 感染症対策及び食中毒対策

- a 日常的な基本的感染症対策の実施
- b 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種・インフルエンザ予防接種の実施
- c 感染症対策・食中毒対策マニュアルの徹底・感染症業務継続計画の策定
および検証
- d 感染予防に関する利用者・職員への啓蒙、研修・訓練の実施
- (キ) 産業医と連携し、職場の安全衛生管理および職員の健康管理
- イ 栄養ケア
 - 利用者の栄養状態・健康状態・摂食状況（食事量・咀嚼・嚥下能力）を把握し、スクリーニング、アセスメントをおこない、利用者に合った栄養支援計画を作成実施し、利用者の栄養状態、健康状態の改善に取り組みます。
 - 毎日の食事提供においては栄養バランスに配慮した献立作成に努め、摂食機能に応じた安全な食事の提供に努めます。
 - また、給食会議や嗜好調査を実施し、あげられた意見や希望をできるだけ献立に反映させ、楽しみのもてる食事を提供します。
 - (ア) 摂食状況（食事量・咀嚼・嚥下能力）に応じた食事形態、安全な食事の提供、ケアスタッフと連携した食事会・調理実習の実施。
 - (イ) 健康状態に合わせた食事内容・栄養補助食品の検討、提供。
 - (ウ) 行事やイベント時の特別食、選択メニューやバイキングの実施
 - a 四季の膳…春の膳、夏の膳、秋の膳、冬の膳
 - b イベント食…新緑会、おやつバイキング、寿司の日、秋祭り、忘年会
おせち料理、鍋の日等
 - c 選択メニュー
 - (エ) 給食会議、嗜好調査の実施
 - (オ) 給食委託業者と連携した、衛生管理・コスト管理・形態別基準栄養量の充足
 - (カ) 非常時に備えた、非常食および使用器具の備蓄と管理
 - (キ) 感染症対策検討実施および委託業者との連携

2 短期入所事業

例年通り利用を希望される方が多いものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、希望どおりの予約や利用が難しい状況です。

新型コロナウイルス感染対策の観点から情報収集をおこない、感染リスクを配慮し、短期利用内容等について鋭意検討してまいります。内容を踏まえながらサービス管理責任者、ショートステイ担当係を中心とした希望者との連絡・調整を図り、多くの方に利用していただけるように努めます。利用の際には、安心して過ごしていただけるように、感染症対策を実施しながら、家族や相談支援事業所等と情報を共有し、利用者の心身の状況を把握しながら安全で安心なサービスを提供します。

3 家族との関係

家族の方々へ施設での生活の様子や体調の変化等、必要な情報を適宜提供します。
また、新型コロナウイルスの感染状況に配慮しながら面会や自宅への帰省など利用

者及び家族の希望を伺いながら実施します。より良い支援を目指して良好な信頼関係を維持できるように努めます。

- (1) 相談、情報提供、行政手続きの支援等
- (2) 担当職員からの報告（帰省時および年度末の手紙）
- (3) 機関紙「杏マリン」の送付（年2回）

4 地域との関係・地域公益活動

地域に開かれた施設として、コロナ禍で実施できるような地域清掃や花壇の整備など施設として貢献できる活動を実施の時期なども検討しながら、この地域で生活をする社会の一員として相互扶助の意識を高められるよう努めます。

- (1) 町内清掃活動・花壇整備の検討・実施
- (2) 宮城東部地区自立支援協議会へ職員を派遣し、運営委員、障害者差別解消法、障害者虐待防止法運営委員としての活動

5 虐待防止・身体拘束

制度改正に伴う運営基準の見直しを受け、「虐待防止及び身体拘束適正化委員会」を中心に、虐待防止の更なる推進と身体拘束等適正化の推進に努めます。

- (1) 定期的な委員会開催（4月、6月、9月、12月、3月）
- (2) 緊急時の委員会招集（随時）
- (3) 身体拘束実施に関する記録作成（毎日）
- (4) 身体拘束実施に関する検討（4月、6月、9月、12月、3月）
- (5) 虐待防止マニュアルの読み合わせ（全職員対象 年度始め、入職時）
- (6) 虐待防止・身体拘束に関する研修（全職員対象 年2～3回）
- (7) 虐待の芽チェック（全職員対象 年1回）
- (8) 虐待アンケート（利用者対象 年1回）

6 職員の資質向上

施設内研修を企画・実施するとともに、オンライン研修等を活用し、外部研修会へ積極的に職員を派遣し、職員の質の向上を図ります。

- (1) 施設内研修
 - ア 新任職員研修
 - イ 介護・医療・栄養の各分野の学習会
 - ウ 感染症予防対策及び食中毒対策研修および訓練
 - エ 虐待防止研修
 - オ 外部講師を招いての研修会
 - カ 防災対策研修および訓練
- (2) 外部研修
 - ア 全国・東北・県単位の身体障害者施設協議会が主催する研修会への参加
 - イ 各種研修会への参加
 - ウ 他施設との情報交換

7 安全管理と防災対策

施設の安全防災委員会が中心となり、火災や災害時に被害が拡大しないよう定期的に各種訓練を実施し、塩釜市および塩釜消防署の指導を受けながら、より具体的な安全管理と防災対策に努めます。

また、防災対策の一環として、塩釜市福祉事業所連絡会等において、大規模災害時の相互連携を含めた様々な課題について、行政や他施設との情報共有を図っていきます。

安全衛生委員会を中心に、各種健康診断やストレスチェックの実施、施設内環境の点検・整備等をおこない、職員の健康管理、職場環境の改善を図ります。

(1) 安全管理

- ア 事故への対策や予防のため、リスクマネジメントについて内部研修の実施
- イ 防災警備システムの検証
- ウ 感染症対策委員会を中心とした感染症予防対策の取組みおよび職員研修
- エ 施設設備・備品等の定期点検およびメンテナンス
- オ 送迎車両の定期点検とアルコール検査の徹底
- カ 外出時における安全対策の徹底
- キ 安全衛生委員会を中心とした職場環境の点検と整備

(2) 防災対策

- ア 安全防災委員会を中心とした防災訓練の実施
 - (ア) 総合防災訓練
 - (イ) 夜間想定避難訓練
 - (ウ) 非常通報訓練
 - (エ) 津波避難ルートおよび避難場所の確認
 - (オ) 地震津波避難訓練
- イ 消防設備法定点検、自主点検の実施
- ウ 非常食、救急用品、介護用品等の備蓄
- エ 自治体や施設協議会等との意見交換・防災シミュレーションの活用
- オ 災害時における業務継続計画の策定・研修・訓練の実施

8 施設の保全、修理及び工事計画

利用者支援および職員の労働環境に支障をきたさないよう、点検業者による定期点検や保守を実施していきます。各設備、部品について各種業者と相談しながら修理・更新・工事の計画策定に取り組み、施設の保全に努めます。

C ふぼう（障害者支援施設）

◎運営の基本方針

コロナ禍において「感染者を出さないこと」「クラスターを出さないこと」を支援の最優先事項とし、利用者をはじめ職員の生活にまで制限や協力を求めながら支援を継続してきました。

社会が「ポストコロナ」「ウィズコロナ」へ大きく舵を切る中、重度の障がいを持った利用者が生活する施設として、今後も新型コロナウイルス感染症への対策を徹底し、利用者へ安全な生活を提供することにプライオリティを置きます。

利用者が障がいの程度や高齢による身体機能の低下等にかかわらず、ライフステージのあらゆる段階において、その人らしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、日常生活上の支援、社会活動への参画ができるような支援をおこないます。

様々な障がい種別に対応する知識と技術を持ち、利用者の特性に応じた専門的な支援をおこない、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

利用者の人格と人権を尊重した支援サービスを推進するために、虐待防止委員会を中心に虐待等に対する意識をさらに深めるための取り組みを強化し、虐待防止の徹底を図ります。

入所待機者や入所相談等の対応に関し、関係機関と密に連絡調整をおこない、入所利用につなげていくことで、安定した収益となるように進めていきます。

産業医のアドバイスをもとに、福祉機器の活用や導入、業務の効率化を図り、職員が働きやすい職場づくりに取り組みます。

◎支援計画

1 生活介護事業、施設入所支援事業

(1) 生活班

利用者が心豊かで快適な生活が送れるように、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の課題と意向を把握し、健康、趣味、余暇活動等を盛り込んだ個別支援計画を作成し、細やかで丁寧な支援を提供します。

利用者の重度化や高齢化に伴う障がいや疾病状況、心身の状態や生活の変化等、日々の観察と把握に努め、職員間の情報共有と連携を密にし、安全で安心した生活を提供します。

新型コロナウイルス感染症の予防に努めながら、施設内のみならず、社会の一員として外出や地域行事への参加、地域住民との交流や触れ合いの機会を持てるように支援します。また、地域の一員として、その人らしい生活や活動ができるように支援を心がけ、利用者が自分の生活する地域を知り、交流を図れるよう努めます。

- ア 利用者の意思と尊厳を尊重した支援と虐待防止対策の充実、不適切ケアゼロ化への取り組み
- イ 生活向上委員会を中心とし、利用者の生活向上とリフレッシュへの取り組み
- ウ 業務改善委員会を中心とし、職員の接遇のスキルアップ、業務効率化と質の向上
- エ 地域社会との交流を充実させるための取り組み強化
- オ 社会福祉協議会や近隣学校との連携と交流
- カ 日中活動メニューと季節を感じる内容の工夫、テイクアウトを利用した楽しい食事の提供
- キ 地域住民や家族が参加できるイベントの企画と実施（まつり等）
- ク 日用品の購入や新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での趣味や興味を活かし、充実した外出（近隣への外出は随時対応、遠方への外出は年15回程度、ドライブ外出の実施）
- ケ 宿泊旅行の実施、外部イベントへの参加支援
 - （ア）宿泊旅行
 - （イ）スポーツ大会・・・（フライングディスク、風船バレー、ボウリング等）
- コ 利用者自治会への運営支援
- サ 生活環境整備、福祉機器等の整備と導入

（2）健康班

利用者の高齢化や重度化は顕著に認められ、定期的な入院が必要な利用者や退所利用者が増加しています。一人でも多くの利用者が施設利用を継続できるよう、健康班を中心に生活支援員との協力体制、近隣医療機関との連携をより一層深めていきます。また、病状の変化には早急に嘱託医の指示を仰ぎ、必要時は近隣医療機関の協力を得ながら支援をおこないます。

新型コロナウイルス感染症については、職員一丸となり施設に持ち込まないように徹底した対策に努めます。

日頃から、利用者の健康相談を丁寧を受け止めて対応し、生活支援員から日常生活の細やかな情報を得て、総合的な健康管理と身体状況の把握に努め、一人でも多くの利用者が健康的な生活を送れるように努めます。

ア 看護

- （ア）日々の身体観察をおこない、早期発見・早期受診に努め医療機関と連携します
- （イ）身体機能の維持に必要な各種検診と嘱託医による診察の実施
 - a 基本健診・・・心電図、採血、胸部X-P（年1回）
 - b 検便検査・・・赤痢菌、サルモネラ菌（年1回）
 - c 尿検査・・・糖、潜血、蛋白、ウロビリノーゲン（年2回）
 - d 体重測定・・・全員年4回（個別に必要な方は毎月）
 - e バイタル測定・・・入浴前の週2回全員測定（体温毎日・必要な方は毎日）
 - f がん検診・・・大腸がん、前立腺がんなど（希望者全員）
 - g 肺炎球菌ワクチン・肺炎になり易い方（嘱託医の指示と本人の要望）
 - h 歯科検診・・・年1回

(ウ) 感染症の発生、蔓延防止

(新型コロナウイルス、インフルエンザ、食中毒、ノロウイルス等)

- a 日常における基本の手洗い、手指消毒、マスク着用、うがい励行の徹底
(職員、利用者、家族からの理解と協力を得る)
- b インフルエンザ予防注射の実施
- c 施設内消毒、換気の徹底
- d 感染時の対応マニュアルの徹底

イ リハビリテーション

利用者に自らの身体機能への関心を持っていただけるよう、身体動作への理解を促し、寝返りや起き上がり等の起居動作の習慣化を目指し、利用者自身の生活自由度を高めることを目指します。

リハビリに関心のない利用者に対しても、現状の身体機能を悪化させないよう離床を促し、予防的な活動への参加を呼びかけます。

リハビリをおこなううえで密にならないよう、機器の消毒、新型コロナウイルス感染対策を引き続き徹底していきます。

また、専門的視点からそれぞれの生活に適切と考えられる補装具等の提案や環境調整をおこないます。

- (ア) 身体機能評価 (医療機関での身体機能診断による連携評価の実施)
- (イ) 利用者に適した訓練メニューの作成や実施、個別支援計画との連動
- (ウ) 機能維持を目指す日常動作支援について、介助スタッフとの連携強化
- (エ) 集団レクリエーション (障がい者スポーツ等) を通じた活動機会の提供
- (オ) 日中活動や外出等による機能訓練的な要素や精神活動への提案を助言
- (カ) 補装具・日常生活用具申請手続 (身体・生活環境に適合した提案)

ウ 栄養

利用者の重度化や高齢化に伴い、食べることに問題を抱えている方が増えていきます。安心して美味しく食べることができるよう、多職種間で連携し支援します。

また、利用者の栄養、健康状態を確認し、身体機能の維持増進のために、バランスのとれた栄養を摂取できるよう利用者の栄養管理と食支援に努めます。

コロナ禍で自由に外出できない利用者の食べることへの要望は多くあります。また、原材料費高騰は日々の給食提供にも影響がありますが、厨房委託業者と協議し、可能な限り利用者のニーズに応えながら、満足感を得られる献立づくりに努めます。

- (ア) 利用者の栄養ケア計画を多職種と連携しながら作成します。定期的な評価をおこない、個別の栄養面の支援を図ります。
- (イ) 定期的に関催される給食会議で提案された各部署からの意見を反映させた食環境の整備に努めます。栄養士と語る会では、栄養や健康に関する情報提供をおこない、参加利用者からの意見や要望は各部署に報告し、希望に沿った献立を作成します。季節、行事に合わせた食材を使用し、食への楽しみが感じられる給食を提供します。

(ウ) 口から食べることを職員が正しく理解した上で支援を実施します。また、より安全に経口摂取できる食形態を、摂食委員会、厨房スタッフと共に研鑽を重ね提供します。必要に応じ、仙南保健福祉事務所に相談しながら利用者の食べることを支援します。

口から食べるのが困難になった方への支援についても、嘱託医、健康班と連携しながら、より適切な栄養剤を選択、使用します。

(エ) 身体状況に合った食べやすい食具が提供できるよう理学療法士と連携し選定します。

(オ) 備蓄している非常食並びに非常時使用の器具等を定期的に点検します。防災訓練にあわせ非常食の提供をします。コロナウイルスで厨房スタッフが人員減になった場合の対応など自然災害以外の対応についても厨房スタッフと連携を図り、どんなときでも利用者の食事提供ができるように備えます。

(3) 地域班

生活介護事業（通所）では、通所利用者のニーズに沿った支援プログラム（送迎、バイタルチェック、入浴、日中活動、リハビリ等）をより丁寧に実施します。

新型コロナウイルス感染対策を講じながら、可能な限り、活動の拡大を目指します。

利用者が安心して過ごせる環境を整え、好きなこと、得意なことを活かして、明るく楽しい活動がおこなえるよう努めます。

ア 日中活動では、入所者への日中活動支援と連携し、支援の質の向上と効率化を図ります。

イ 入所者と通所者への共同支援にあたるため、地域班職員と生活班職員との連携がスムーズにおこなえるよう、相互理解とサービス提供体制の構築に取り組みます。

ウ 通所利用者の安定した利用へつなげるため、事業所に求められているニーズの把握と提供サービスの具現化に向けた取り組みをおこないます。

エ 地域において、新型コロナウイルス感染症のリスクがある場合、入所利用者との接触を避け、主な活動環境を通所活動室に限定した支援を継続します。また、ご家族に協力をいただきながら感染症対策に注意を払い、通所事業を進めていきます。

2 短期入所事業

短期入所事業は、新型コロナウイルス感染症対策により、受入れを緊急性の高い場合に制限せざるを得ませんでした。今後も受入れ時の条件や制限については、入所調整の中で検討しますが、ご家族の疾病やその他の緊急時に短期間入所を必要とする利用者に対してサポートをおこない、利用者の生活が維持できるよう努めます。

多様なニーズに対応できるよう、訪問による実態調査や施設内の各職種による対応の検討を丁寧におこない、利用に向けた調整を進めていきます。

(1) 利用時の記録、利用者からの聞き取り、家族への報告などを通して今後の取り組みへの課題克服や支援の向上に繋がります。

- (2) 職員の共通理解を深め、支援の質の向上と効率化を図ります。
- (3) 短期入所事業のリピーターを増やすこと、また、新たな利用者の確保を促進するため、広域における潜在的利用者への情報発信と情報収集に取り組みます。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響で休止が継続しているため、本格的な事業再開まで利用者の情報を共有できるようにします。
- (5) 緊急受入れが必要な場合等、随時検討し速やかに対応できるようにします。

3 相談業務

新型コロナウイルス感染対策をおこないながら、施設紹介のDVDの活用に限定せず、状況に応じてできる対応を模索しながら各種サービスへの相談を受け、利用が開始できるように努めます。

各種サービスへの相談を丁寧に受け止め、必要とされるサービスを一緒に考え、提供方法を検討し、相談支援事業所や行政と連携を図りながら、場合によっては他施設の紹介を含め、利用者に寄り添う支援をおこないます。

また、サービス提供開始後は、環境の変化に伴う精神的な支援や利用者に応じた適切なケアがおこなえるように、サービス管理責任者を中心に、各職種と連携を図り、丁寧な対応を心がけます。

全室個室や入浴機器（個浴）の充実、プライバシーに関する部分の同性介護等を活かしながら、全般的なサービスの質の向上を心がけていきます。

地域との関係を築き、地域で生活していることを感じながら、楽しく安心して生活できるように、自治会と連携し利用者とともに考えます。

4 家族との関係

ご家族の高齢化と世代交代等により、利用者との関係性が変化している状況を踏まえ、機関紙やホームページにより利用者の生活の様子をお伝えし、施設行事への参加や面会の機会となる情報を発信して、相互関係を構築します。

遠方のご家族や感染症対策により直接面会のできない状況においては、リモート面会を活用します。また、昨年度から引き続き、日常生活や行事等の様子をDVDや写真付きの手紙にしてご家族にお送りします。

施設への意見・要望等を気軽におこなえるよう相談窓口を明確にし、ご家族のニーズを具現化することにより利用者支援の充実を図ります。

5 地域との連携・地域公益活動

地域で開催される諸行事や施設行事への相互交流を通して、地域住民と利用者とのふれあいを深め、障がい者福祉に対する理解と関心を高めるとともに、永年培ってきた障がい者支援についての人的物的な専門性や設備を地域に開放し、地域への一助となるよう地域に根ざした開かれた施設を目指します。

<具体的な地域公益活動>

- (1) 自然災害により被害を受けた地域の方々、避難を余儀なくされた方々に対し、障がい児者、高齢者を優先として緊急的に受け入れる施設（福祉避難所）としての役割

を担っていきます。また、村田町との「災害時における民間施設の臨時避難場所使用に関する協定」により、災害時には町民の自家用車両避難場所として当施設の駐車場の一部を開放します。

近隣地域の方々に対し、施設利用者への理解と災害避難時の応援体制につながるような相互扶助体制の構築に努めます。

- (2) 機関紙「ひまわり」を近隣行政区に配布し、情報発信と利用者の生活状況の理解を図ります。また、ボランティア募集情報などの活用に努めます。
- (3) 地域の方々には様々な目的で施設機能を活用していただくと同時に、近隣の福祉施設と連携して、在宅障がい者の利用施設という機能を十分活用いただけるよう取り組みます。
- (4) 近隣小学校の生徒と施設利用者とのスポーツ交流を通じて、障がい者への理解を深めていただく機会として、地域連携交流事業を実施します。
- (5) 地域の方々との交流を通じて、ボランティアへの参加を呼び掛けます。

6 職員の資質向上

障がい者福祉に関する知識や技術の習得と専門的研修へ自発的に参加できるよう取り組みます。研修案内を周知できるように施設内ネットワークを活用し、職員の意欲を促します。

各種研修会に積極的に参加し、職員の援助技術の充実を図り、資質向上を目指します。障害者虐待の抑止に役立つ研修を継続し、不適切ケアゼロ化を目指します。

身体拘束防止について、虐待防止委員会の中で検討することを義務付けます。

(1) 施設内研修

- ア 新任職員研修（法人の研修、事業所単位の研修）
- イ 外部講師による研修（法人の研修、各委員会主催による研修・勉強会）
- ウ 介護・医療・リハビリ・栄養等の各専門分野の施設内研修・勉強会

(2) 施設外研修

- ア 全国、東北、県の身体障害者施設協議会研修会への参加
- イ 各種(専門)研修会への参加
- ウ 他の障害者支援施設との交換研修及び情報交換

7 安全管理と防災対策

月1回、安全衛生委員会を開催し、産業医の指示を仰ぎながら、職員健康診断の結果報告、ストレスチェックの実施、施設内の点検・整備をおこない、職員の健康管理、職場環境の適正化を図ります。

施設内で組織する安全防災委員会を中心に「利用者の安心安全な生活を第一とする支援」を柱に継続した取り組みをおこないます。

非常時連絡体制については、LINEの活用により迅速に非常時連絡が職員全員に周知できるようになり、伝達時間のスピードが飛躍的に改善しました。通報訓練を実施する中で、返信用定型文の準備活用を進め、さらに伝達時間が早くなるように工夫するとともに、防災に関する情報伝達の重要性を周知します。

避難経路の確認や避難誘導方法に関して、基本的な考え方の周知徹底を図り、安全で効率的な避難計画を検討します。避難経路や居室内にある掃き出し窓前や廊下に面している踊り場に物が置かれていないか、定期的な点検を実施し、常に車椅子が通れる経路を確保します。

全職員を対象にシミュレーション訓練として、火災報知器作動時の行動から1次避難までの流れを抜き打ちでチェックし、きちんと避難行動がとれるか確認します。特に区画範囲の把握を確認し、周知してもらえるように徹底します。

村田町と締結した福祉避難所としての役割を自覚し、地域に開かれた防災拠点としての機能を果たせるように準備します。

その他、想定される様々な災害について、備えや取り組みの検討及びマニュアルの見直しを継続し進めていきます。

(1) 安全管理

- ア 職場環境の点検整備
- イ 職員健康診断の結果報告、職員の健康管理
- ウ ストレスチェックの実施と結果報告
- エ リフトや介助スーツの活用チェックと事故防止への取り組み

(2) 防災対策

- ア 避難訓練 年1回（日中に起こり得る災害を想定したもの）
- イ 避難訓練 年1回（夜間を想定し、また災害を想定したもの）
- ウ 通報訓練 年1回（非常連絡網によるもの）
- エ 日常生活の安全対策として、転倒防止等の掲示を含めた対応と職員への周知徹底
- オ リスクマネジメント委員会との連携
- カ 施設設備、備品、車両等の定期点検及び居室等のコンセント点検の実施
- キ 外出時の安全対策の検討と周知徹底
- ク シミュレーション訓練

8 施設の保全、修理及び工事計画

ふぼうの建物が完成して5年が経過しました。随時、建設業者と話し合いが持たれており、点検等修理が必要な場合は速やかに修理を実施し施設の保全に努めます。

地震後の建物外部修理については補修を完了しました。内部修理については、新型コロナウイルスの状況を見定め、利用者の安全を確保しながら建設業者と検討し進めています。

建物、設備等の保守点検整備については、自主的な日常点検、定期点検を継続しながら、各点検業者による定期点検や保守を実施します。

D 啓生園（障害者支援施設）

◎運営の基本方針

“自粛生活から普段の生活へ”を目標として、望む生活の実現にむけて、利用者と共に日常生活と社会生活の活動に取り組みます。

安心・安全な生活の維持に欠かせない健康管理には、定期検診や毎日の健康チェックを実施し、体調急変時に適切な対応ができるよう多職種が日々連携し迅速な対応ができるよう心がけます。

栄養面でも、利用者の献立に工夫を凝らし、食への関心を高め健康に配慮した栄養の摂取が継続してできるよう努めます。

日中活動等の施設内活動には、創作、運動、鑑賞など季節を感じる企画のほか、外部との交流を深める取り組みとして、様々なカルチャー教室やイベント、大会等への参加を通じて、社会活動の充実を図ります。

地域福祉拠点としての自覚を持ち、地域の要望に対し施設の持つ機能を活用して、必要な障害福祉サービスを提供し、地域社会の期待に応えるよう努めます。

開設47年目となり、老朽化した設備の故障や更新工事が続く中、本年も計画的に修繕計画をたて、利用者の生活は今以上に不便をかけることがないよう努めます。

将来的な施設建設にむけて、安定的な施設運営に必要な収入増にも取り組みます。

意欲ある福祉人材の育成を目指し、様々な専門研修へ職員を派遣するほか、施設内の研修体制をより習慣化し、職員が施設運営に参加することで、経営的な視点で施設の発展や個人の能力向上に努力できる職場環境を醸成します。

◎支援計画

1 生活介護事業・施設入所支援事業

個別支援計画に基づき、利用者の主体性を尊重し妥当性のある支援をおこないます。

利用者の日常生活上における自立の促進、心身の機能の維持、健康管理をおこなうことにより身体的、精神的、社会的側面において適切なサービスが提供できるよう、職員相互の信頼と協力のもと、更なる自己研鑽に努めます。

また、現在着手している各支援マニュアルに基づき、専門的知識と技術の向上に努め、利用者支援の進捗に対応した質の高いサービスを提供していきます。

積極的に地域との交流を図り、利用者に応じた環境の実現を目指すと共に、利用者が地域社会の一員として生活していくために、地域の方々に理解と協力を得られるよう各関係機関、諸団体と連携し、社会参加交流を促進します。

(1) 健康管理

閉塞感が続いたコロナ感染症の3年間をかえりみ、施設利用者が外出を含め、笑顔で過ごして頂けるよう健康観察と予防対策を講じて健康管理に努めます。

定期通院や臨時通院、各種検診の実施により異常の早期発見・早期治療に努めます。

各種感染症対策では、県や市からの情報、嘱託医のアドバイスを基に、各種委員会と情報共有し適切に行動できるように努めます。

また、利用者の重度化に対する不安に対し、ご本人、ご家族のお話に耳を傾け、心のケアに引き続き留意した支援に努めます。

職員の医療的な知識向上のため、生活支援上の疾病および急変時の利用者対応手順について定期的に研修の機会を設け、利用者の安全に資する取組をおこないます。

ア 各種検診の実施

(ア) 内科検診（年1回）

※血圧測定（年2回）、尿検査（年1回）、体重測定（年2回）

(イ) 生活習慣病健診（胸部レントゲン検査、大腸がん検査含む）（年1回）

(ウ) 乳癌検診（隔年）希望者のみ

(エ) 子宮癌検診（隔年）希望者のみ

(オ) 歯科検診（※訪問歯科受診での対応）

(カ) インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルスワクチン接種

イ 施設衛生管理

(ア) 各種感染症予防対策

(イ) 浴槽レジオネラ菌発生予防対策（年2回）

ウ 職員研修

(ア) 利用者急変時の対応研修

(イ) 感染症対応訓練の実施

(2) 給食

利用者の身体状況や障害特性、基礎疾患、摂食状況に配慮した食事の提供に努めます。

年々、利用者の高齢重度化によって食事形態が変化する中で、利用者の年齢や嚥下能力、疾患、体重、摂取量に合わせた食形態での提供と、基礎疾患等のある利用者の情報を医師と連携して安心・安全な食事提供に努めます。

ア 給食委託業者との緊密な連携により、利用者情報を共有し、嗜好に配慮した安心安全な食事提供に努めるとともに、その提供方法の精度や時間の効率的な運用にも、毎月懇談する機会を設けてスムーズな提供に努めます。

イ 利用者の摂食・嚥下機能の状態を、毎食時観察を通して食形態の見直しをおこないます。

ウ 生活習慣病（高血圧、高脂血症、糖尿病）や内臓脂肪症候群の予防に努め、主治医や嘱託医の指示と連携して食事支援をおこないます。

エ 残食調査（毎食）や給食会議（月1回）、嗜好調査（年1回）を実施し、利用者への食事提供を安定的運用に努めます。

(ア) 嗜好調査（1月）

(イ) 二十四節気膳（立春、立夏、大暑、立秋、立冬…2月～11月）

(ウ) 普段の給食に「新メニュー」、「企画メニュー」を組み入れ、変化を付けます。

オ 施設内で育てた野菜を献立に取り入れ、利用者の“食に対する関心”を引き出せるよう、館内掲示物など広報活動にも努めます。

カ 各種感染症の発症時、食事提供体制および衛生管理の強化に努め、「マニュアル」に沿って生活支援員や看護師と連携し、「業者感染症マニュアル」に基づいた食事提供をおこないます。

(3) 教養娯楽及び余暇支援

利用者の自己実現の場を保障するために、利用者の目標や目的に合わせた活動の場を提供することで、利用者の身体機能に配慮した日中活動や創作活動のプログラムを提供し、生きがいを感じながら豊かな日常生活が送れるように支援します。

ア 施設事業（行事及び活動）

- (ア) 芸術文化交流事業（仮称 芸術文化鑑賞会）
- (イ) 地域交流事業（仮称 啓生園まつり）
- (ウ) 利用者交流事業（仮称 啓生園忘年会）
- (エ) ドライブ外出（通年 グループ毎）
- (オ) その他、日中活動で展開可能な活動を検討します。
また、日帰り旅行は感染予防に配慮して計画します。

イ 自主参加行事・活動

- (ア) 各種スポーツ大会への参加
- (イ) 季節の催し（節分・七夕・ハロウィンなど）
- (ウ) その他の日中活動（通年 月間活動プログラム）

ウ 新たに取り組むこと

- (ア) 広報誌（“ゆずの木” 6月号・3月号）年2回発行
- (イ) 各種支援マニュアルの作成（入浴、排泄、食事、更衣、移乗、口腔ケアほか）
- (ウ) 利用者満足度調査（アンケート）の実施による利用者ニーズの把握
- (エ) 実習生およびボランティアの受け入れ体制とマニュアルの作成
- (オ) 地域への広報活動および町内会催事への参加協力

2 短期入所事業

地域の福祉サービス拠点としての責任と自覚を持ち、利用者の状況に配慮したサービス提供をおこない、要介護者の精神的肉体的な負担軽減に努め、当施設での短期利用期間は快適に過ごしていただけるよう努めます。

また、サービス管理責任者を中心に、居宅サービス事業所と連携し、各サービス機関と密接な情報共有をおこなうことで、利用者およびご家族への細やかな居宅生活支援に努めます。

3 家族との関係

機関紙での広報を通して、施設の活動内容や行事の様子を発信するとともに、各担当職員がご家族に対し、生活の様子や必要な施設情報を提供することにより、施設運営への理解を深めてもらえるよう努めます。

また、施設で今後取り組む事業について、適切に情報提供しご理解いただけるよう努めます。

- (1) 広報紙「ゆずの木」の発行と送付

- (2) 障害福祉サービスに関する情報提供
- (3) 家族への施設での活動や行事、施設運営に関する説明会の開催
- (4) 家族からの各種相談の受付と実施

4 地域との連携・地域公益活動

地域に向けた PR 活動として、広報誌“ゆずの木”を発行し、施設の運営内容や障がいについての理解を図ります。

どんな障がいがあっても、「特別な配慮が必要な普通の市民」と捉え、この地域で暮らし地域住民と共存していけるよう、町内の行事参加を通して、町内会をはじめ関係機関等との連携を図ります。

施設利用者の自治会と施設が連携し、近隣地域の清掃活動や町内会催事に参加し、交流をする中で施設を知り、障害について理解を深めてもらえるように努めます。

その他、宮城野区自立支援協議会への参加を継続することで、地域福祉の課題を共有しながら、地域に根ざした生活拠点を目指して、関係機関との協力体制の充実を図ります。

- (1) 生活圏内の清掃活動や町内会行事への参加交流。
- (2) 各専門学校実習生の受入れや小中学校の体験学習、施設見学者の受け入れ。
- (3) 車イスなど可能な施設備品の地域への貸し出し。介助に関する技術講習。
- (4) 行事等におけるボランティア活動の推進と協力依頼。
- (5) 地域イベントの情報収集と利用者の参加促進。
- (6) 宮城県身体障害者施設協議会との連携（情報の共有化等）。

5 職員の資質向上

職員の職種やキャリアに応じた研修会への職員派遣を積極的におこなうことで、職員のキャリアとスキルアップを図り、受講した職員の伝達研修で、他の職員が情報を得て、職場で活用できるか模索し協議する機会として、毎月開催される諸会議（職員会議や生活支援課会議）で職員間のディスカッションの場を設けます。

また、6つの委員会に各職員が配属され、その委員会の趣旨に沿った課題に対し、積極的にアイデアを出し合い、課題に即した研修の企画実施を進め、責任感と向上心あふれる職場環境の醸成に努めます。

毎年開催する研修には、虐待防止研修（年1回）、救急救命法研修（年1回）のほかに新任職員研修を含め、基本となる研修は毎年実施していきます。

- (1) 職員が職務で身につける必要があるテーマや、時間とともに疎かになりそうな内容を、定期的に確認するための研修を通じて質の維持向上を図る研修を実施します。
- (2) 外部研修は、感染予防に努めながら、受講後は職場での伝達研修において職員に広く知識を周知できるよう努めます。

また、施設内で組織した各種委員会できとりあげられた課題を、内部研修として企画し、施設運営や個別支援の実現に資する目的とした研修の実施に努めます。

6 安全管理と防災対策

近年、頻発する地震や異常気象による災害に備え、安全防災委員会を中心に、防災訓練を実施します。

また、近隣施設と連携した避難協力や災害対策マニュアルを整備し、緊急時の避難協力について、他施設と情報の共有に取り組みます。

介護業務やデスクワークの長時間労働によって発生する腰痛について、職員相互で予防についての学びの場を作り、腰痛に関するアンケートを取ることで、腰痛予防に関する意識と知識を高め、必要な調査や研修を企画実施します。

労働環境の点検にも力を入れ、作業環境の照度や換気・温度といった環境の点検や、スリップや衝突などの二次被害の予防にも努めます。

(1) 避難訓練の実施（地震・火災・夜間想定）	年3回
(2) 業者による防災設備の保守点検	年2回
(3) 職員による防災設備の自主点検	毎月
(4) 防災および救急に関する研修の実施	随時
(5) 防犯に関する研修の実施	随時
(6) 災害時用の備蓄品の整備	随時

7 施設の保全、修理及び工事計画

施設の修繕および更新工事・新規導入の設備等は次の予定で進めます。

- (1) 居室（トイレを含む）リフト使用環境改善工事
- (2) 浴室排煙自動開閉装置改修工事
- (3) 防火ドア開閉部品交換工事
- (4) 電動ベッド・エアマット購入

E 第二啓生園（就労継続支援B型事業）

◎運営の基本方針

障害者就労事業所として「働く障がい者の自立した地域生活を実現するため、就労の機会を提供するとともに、生産活動及びその他活動の提供を通じて、利用者に工賃を支払う」を基本とし、利用者の「働く・くらす」を支え、「工賃と障害基礎年金での地域生活の実現」を目指します。

健全な施設運営のためには、新規利用契約の獲得が最重要課題です。支援学校、相談支援事業所及び関係機関等への積極的な働きかけを継続します。

また、就労作業全体をひとつの事業と捉え、人員配置や作業内容を見直し、安定した工賃支給を目指します。

令和4年度に開始した、図書館蔵書デジタル化事業で習得した技術や経験を活かし、反省点を修正し、日本財団・宮城県・仙台市・全国各拠点と連携を図りながら、徹底したスケジュール管理と品質管理のもと、納期の遅延等がないように進めます。

印刷班、オリジナル製品包装箱折班については、営業活動及び生産計画の充実と経費削減に努めます。

令和5年度は、デジタル化事業における新しい試みとして、利用者以外に、「施設外就労」の受け入れ、様々な事情を抱え一般就労が困難な方々の受け入れを検討し、地域共生福祉の基盤づくりに繋げられるよう努力します。

外部研修への積極的な参加と事業所内研修の充実を図り、職員の研鑽に努め、資質の向上を目指します。また、障害者虐待防止法や障害者差別解消法等に関しても共通理解を深め、体制の強化に努めます。

さらに、衛生委員会のもと風通しのよい職場環境を整え、職員のメンタルヘルスの向上と事業所内の感染防止対策を図ります。

◎支援計画

1 就労継続支援B型事業

(1) 作業支援

令和4年度に図書館蔵書デジタル化作業で得た経験や技術を基に、利用者への適切な指導と育成に努め、初年度を超えるコマ数受注に繋げられるよう対応します。反省点を修正し、納期の遅延が発生しないよう、日本財団・宮城県・仙台市・全国7拠点の事業所と連携し、生産計画の管理と品質管理を徹底します。

また、デジタル事業班については、「施設外就労」、生活困窮者や就労困難者の方々も対象者として検討し、将来的には地域福祉、地域貢献を目標に取り組みます。

工賃支給計画、収支計画に沿った作業支援を実施します。

「利用したいと思われる事業所の構築」「感染症予防対策」の2つの支援を軸に、利用者が「働く」ことに喜びを感じられ、個別支援計画に沿って利用者がスキルアップ

できる作業環境の整備と工賃の増額、感染症予防対策の徹底を図ります。

ア 印刷班

各省庁、宮城県、仙台市等の行政機関への率先した入札参加、学校関係や近隣町内会等を中心に、定期刊行物等の継続的な受注に向け、積極的にアプローチします。

また、デジタル事業の新規顧客開拓を目標に営業展開を図るとともに、共同受注窓口（日本セルフセンター、みやぎセルフ協働受注センター）等からの受注拡大に努めます。

イ オリジナル製品包装箱折班

受託作業（包装作業・箱折作業）は、取引業者との信頼関係の維持を第一として、異物混入等の事故防止策の徹底と短納期作業への確実な対応により、安定した作業量を確保します。

オリジナル製品作業は、令和4年度で製造した在庫を元に、外部委託販売や注文品の受注に力を入れ、工賃財源確保を目指します。外販においては、新型コロナウイルス感染症の状況を見据え、感染症予防対策の徹底が図れるかどうか検討し調整します。

ウ デジタル事業班

国立国会図書館（NDL）の蔵書デジタル化作業を軸に、前年度を超える作業コマ数の受託をおこない、各工程における品質の管理、納期の厳守を目指します。

また、宮城県図書館、公文書館からの受注、印刷営業と合わせ新規顧客獲得を目指すとともに、拠点としてチーム受注もあることから、年間スケジュール及び長期スケジュールを調整し、安定受注に向けた準備をおこないます。

(2) 生活支援

身体状況や生活状況の変化を考慮しながら、移乗支援、本人の意向に応じた介助支援を提供し、ご家庭や相談支援事業所、支援学校と連携しながら個別支援計画に沿った支援をおこないます。

ア 健康管理

生活習慣病予防健診等をとおし、疾病の早期発見や再発防止を図り、日頃から利用者の状況把握に努めます。

新型コロナウイルス対策については、事業所で整備しているBCP（業務継続計画）に基づいた体制を図り、利用者支援については、マニュアルに沿った感染症予防対策を徹底し、感染者ゼロを目標に対応します。

職員の健康管理に関しては、衛生委員会と共同し、生活習慣病予防健診や腰椎検査、ストレスチェック等、法令を遵守した対応を継続します。

(ア) 各種検診の実施

- a 内科検診（年1回）
- b 血圧測定（年2回）、尿検査（年1回）、体重測定（年2回）
- c 生活習慣病予防健診（胸部レントゲン検査含む）（年1回）
- d インフルエンザ予防接種及び感染対策
- e 胃癌検診・乳癌検診・子宮癌検診（個別対応）

(イ) 衛生管理

感染症予防対策として、職員、利用者への検温、マスクの着用、消毒の徹底を図るとともに、利用者の健康状態把握に努め対応します。

(ウ) 給食の提供

「安全・安心・美味しい」食事提供のため、給食委託業者と連携を十分にとり、利用者の健康に繋げる支援をします。

単身世帯の利用者も多い中、嗜好調査や残食調査による喫食状況を把握するとともに、給食会議を定期開催し、望まれる食事提供を目指します。

イ 教養娯楽・余暇支援

感染症予防対策の徹底を図り、各種行事等の開催に向け職員間で協議、企画し楽しみに繋がる支援を提供します。

(ア) 行事

- a 納涼祭
- b バーベキュー大会
- c 芋煮会
- d 新年会

(イ) 自主参加行事

- a 宮城県・仙台市障害者スポーツ大会
- b 風船バレーボール大会 等

2 家族との関係

常に事業所からの情報提供や気軽に相談できる環境を整え、良好な信頼関係が維持できるように支援します。

- (1) 関連法令等に関する情報提供
- (2) 家族会との意見交換会
- (3) 家族会主催行事への協力

3 地域との連携・地域公益活動

地域に根ざした事業所を目指し、関係機関との協力体制の充実を図ります。

- (1) 宮城野区生活支援ネットワーク会議等への出席
- (2) 宮城野地区広域防災訓練への参加
- (3) 各学校からの実習生や体験学習、見学者の積極的な受け入れ
- (4) 各相談支援事業所、地域包括、各行政機関との連携
- (5) 宮城県、仙台市の各行政
- (6) 各就労事業所、せんだいサポステ、みやぎジョブカフェ、ハローワークと連携しデジタル班作業の作業者の受け入れをおこないます。
- (7) 地域公益活動

他事業所での先進的な活動を学びながら、就労支援事業所として地域ニーズに応える取り組みを検討します。

仙台市宮城野区社会福祉協議会を軸にした、地域福祉推進のためのネットワークの

構築を目指し、地域生活を営む利用者の「住みやすさ」に繋がるよう努めます。

4 職員の資質向上

職員の資質を高めるため、年間研修計画を作成し、事業所内外の研修に積極的に参加し、研鑽に努められるよう環境を整えます。

- (1) 事業所内研修は、研修委員を中心に内容の充実を図るとともに、外部講師による研修も効果的に取り入れます。
- (2) 新任職員への育成の強化を目標に、内部研修計画を作成し対応します。
- (3) 研修年間計画を策定し、外部研修に積極的に参加します。他事業所の見学をとおし情報収集や意見交換をおこないます。
- (4) 関係法律の改正や就労支援サービスの動向について情報を収集し対応します。
- (5) 虐待防止委員会をとおし、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」について、研修会を開催し、共通理解を深めます。

5 安全管理及び防災対策

各種整備したBCP（業務継続計画）に基づいた対応を基本とします。

防災や安全管理に配慮するとともに、定期的に避難訓練の実施と防災器具の整備点検をおこないます。

「地域に開かれた事業所」と、安全確保がなされた事業所であることに留意します。

- (1) 避難訓練の実施 (年2回)
- (2) 防災設備の保守点検 (年2回)
- (3) 防災設備の自主点検 (年12回)
- (4) 防災及び交通安全に関する研修会の実施 (随時)
- (5) 災害時用の備蓄品の整備
- (6) 防犯講習

6 事業所の保全、修理及び工事計画

特に予定はありません。

F 宮城県障害者福祉センター（指定管理者施設）

◎運営の基本方針

福祉センターは、障がいのあるなしに関わらず、どなたでも利用できる利用施設として、宿泊室、会議室、訓練室等を提供する貸館事業や各種教室、研修、交流イベント等の主催事業を展開しています。地域の社会資源としての役割を自負し、障がいの有無にかかわらず、多様性を認め合い、互いを認め合う共生社会への歩みを進めるためにも幅広い啓発活動の促進に努めます。

新型コロナウイルス感染対策においては、安心してご利用いただけるよう、引き続き、流行に応じた感染対策の徹底に努めます。

昭和58年の開設から40年目を迎える本年度は、宮城県による内装改修工事がおこなわれます。工事期間中は施設内および周辺的安全対策などには十分に配慮していくとともに、各室の貸館日程と工事実施日程については柔軟に調整を図り、できる限りご予約・ご利用に妨げがないように努めます。年々、施設の老朽化による設備の修繕箇所も増大となっており、日頃からの設備点検や小規模の修繕には速やかな対応に努めます。

指定管理者施設としての運営が4期目最終年度となる令和5年度においては、新たに5期目となる令和6年度から10年度の5年間に渡る指定管理者の申請をおこないます。障がいのある方の社会参加や自立生活支援、余暇活動、交流活動の拠り所として活用していただけるよう、さらにはインクルーシブ社会の実現に向けた地域社会への貢献を目指し、関係機関との連携や交流、新たな分野でのネットワークの構築に努め、人材の育成や創意工夫を加えた事業企画を提案します。

光熱費の高騰が懸念されるため、今後も節電や節約に努めるとともに、環境配慮実践事業者として、将来の世代に豊かな環境を残していくため、組織における環境配慮の取り組みを推進します。また、防災面の整備を進めながら、より安全な施設管理・設備機能の維持を第一に、円滑で安定した管理運営に取り組みます。

◎事業の重点事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、利用者が安心して施設を利用できるように衛生面の整備を図ります。
- (2) 福祉センターの設置目的に即して、次のサービスを適正に提供します。
 - ア 障がいのある方々の福祉増進のための施設の提供に関すること
 - イ 障がいのある方々及びその家族に関する各種の相談に関すること
 - ウ 障がいのある方々の機能維持訓練及び日常生活訓練に関すること
 - エ 障がいのある方々の福祉に関する各種の提供に関すること
 - オ スポーツ及びレクリエーションの指導に関すること
 - カ ボランティアの養成に関すること
 - キ その他福祉センターの設置目的の研修に関すること

- (3) 特定の個人や団体・グループに対し、有利あるいは不利となるような取り扱いをしないよう努めます。
- (4) 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営をおこない、経費の節減に努めます。
- (5) 個人情報については、個人情報保護令に基づき適切な管理をおこないます。
- (6) 福祉センター利用者等の意見・要望を適切に管理運営に反映させます。
- (7) 近隣の施設と連携を図り、利用者の安全や円滑なアクセスの確保及び周辺的环境保全に努めます。
- (8) 常に利用者の立場に立った心のこもったサービスの提供に努めます。
- (9) 施設の管理については宮城県の「わが社のe行動(e c o d o !)」宣言制度の環境配慮実践事業者として、その行動実践に努めます。
- (10) 公共施設として、県内広く障害者就労施設等からの物品等の調達に努めます。
- (11) 事業の企画、実施にともなう評価を通し、より有効的で持続性のある事業の推進に努めます。
- (12) 衛生委員会のもと、施設利用者が安全に活動できる環境の整備に配慮するとともに、風通しの良い職場環境を整え、職員の心身の健康管理に努めます。

1 事業実施計画

- (1) 相談事業（障がいのある方及びその家族・支援者等からの相談）

障がいのある方や家族、支援者や関係者の方々からの生活・福祉・就労等の多様な相談に応じ、関係機関との連携を密にしながら、電話・来所等による適切な支援・助言・関係機関への引継・紹介等をおこない、誠意ある組織的対応による支援を心がけます。

また、相談の内容によっては、必要に応じて、福祉センターの日常生活訓練や交流事業を段階的に提供し、問題の解決に向けての支援を図ります。

- (2) 研修事業

地域及び関係機関との連携を強化し、障がい福祉関係者の研鑽の場を提供します。

ア 障がい者福祉関係施設等職員研修会

福祉施設職員、学校教職員、支援者等を対象に、職員の資質向上を目標に障がい福祉の分野において注目度の高いテーマを設け、研鑽の場を提供します。

イ 当事者及び家族に対する研修会の実施

福祉サービスや暮らしに関する法律や福祉制度に関するテーマを取り上げ、気軽に参加できる研修会や相談会を開催します。研修会後にはアンケート等で寄せられたご意見やご要望からニーズの把握を図ります。

ウ ボランティア養成に関する研修（ボランティア養成講座）

「障がい」への正しい理解やユニバーサルな対応マナーを学ぶ研修プログラムを提供します。事業体験や当事者との交流を通し、ふれあいの楽しさや支え合いの在り方を学びながら、地域で活動するボランティアの養成を図ります。

エ 館内研修・外部要請研修（社員研修・施設見学等）の受け入れ

小中学校等の施設見学・体験活動や、学生、社会人及び企業などからの障がいの正しい理解にむけての研修や各種実習の受け入れを随時おこないます。

また、隣接する宮城県障害者総合体育センターや幸町ウェルフェア温水プールと連携を図り、障がい者スポーツをテーマにした学習活動や交流活動を支援します。要望に応じて、施設見学やレクリエーションプログラムの提供を図り、施設の利用促進や余暇活動の支援を図ります。

(3) 日常生活支援事業

障がいのある方が人との豊かな関わりの中で、可能な限り主体的に自分の生活を築き、充実した日常生活を送ることを目標として、将来に繋がる社会生活上のスキルを身につけ、地域社会の中で主体的に様々な社会活動に参加できるようになることを目指します。

ア チャレンジトレーニング（日常生活訓練・フォローアップ訓練）

障がいのある方のADLの向上、コミュニケーション力、社会生活面のスキル等の獲得を図ります。相談が繰り返される方には在宅生活での問題やトラブルへの解決に努めます。

イ チャレンジプログラム 「チャンスの種まき」

障がいのあるなしに関わらず、参加者が自分の興味や関心に応じたコースを選択し、講師や仲間との交流を通して、心豊かな活動に意欲的に取り組める環境を提供します。

(ア) 種まきコース ・「書」 (年4回程度)

・「手仕事サロンひだまり」 (年8回程度)

・「輝けプラチナ世代！ミュージズ」 (年4回程度)

(イ) ^{はぐく}育みコース ・「クワイアチャイム音楽ひろば」 (年9回程度)

・「わくわくダンス」 (年6回程度)

(共催：NPO法人アートワークショップすんぷちよ)

・「アトリエ(自主活動)」 (年6回程度)

(4) カルスポ（カルチャー・スポーツ）・交流事業

スポーツ教室や芸術文化交流イベント、各種教室等を開催することで、障がいのある方と地域住民や一般の方々との交流の場を提供します。

ア スポーツ体験ひろば

体育センターと協力し、スポーツの楽しさや可能性の広がりを感じていただきながら、健康的で充実した余暇の過ごし方を考えていただくきっかけづくりを目指します。

(ア) 「eスポーツ」体験教室（共催 宮城県障害者総合体育センター）（年5回程度）

一般社団法人仙台eスポーツ協会のご協力をいただきながら、eスポーツの楽しさ、競い合いのおもしろさのひとときを提供します。また、試作コントローラーのモニター協力も昨年度に引き続きおこないます。

全国で開催されているeスポーツ大会への参加勧奨・協力もおこないます。

(イ) 障がい者スポーツ・パラスポPR教室

二人乗り自転車「タンデム」や「パラサイクリング」を安全な環境の中で楽しむ機会を提供します。（会場：名取市サイクルスポーツセンター）

イ 体感ワークショップ

県民の皆さんに体感型ワークショップを開催します。障がい当事者に協力を得ながら障がいの特徴をマイナス面のみでとらえるのではなく、実は豊かに研ぎ澄まされている感覚への気づきや、人がもつ五感の豊かさの再認識を多方面に発信し、心豊かな共生社会の在り方を提案します。(年1回)

ウ センターまつり2023!(2023年8月27日(日)開催予定)

(宮城県障害者総合体育センター・幸町ウェルフェア温水プールと共催)

福祉センターの利用者、事業参加者、ボランティアの方々を中心に、参加・交流型のお祭りとして開催します。地域や一般の方々にも公開し、障がいの有無を越え、多くの方々に福祉センターの事業紹介、利用者の活動成果の発表、体験コーナーなどの交流の場を設けます。

また、今年度は内装工事を予定していることから、施工期間を考慮した日程や内容に変更する場合があります。

エ ダンスパラダイス2023(2023年11月23日(木)開催予定)

第40回目の開催という節目を迎えるにあたり、これまでの多くの出会いや支援者の方のご協力の感謝し、障がいのある方々とその家族、ボランティアや地域の方々が集い、音楽とディスコダンスを楽しむひとときを通じて、誰もがいっしょに楽しめる交流イベントを開催します。

オ 趣味の教室

障がいのある方々の生活に、創作活動・文化活動の場を提供し、生きがいのある暮らしづくり、仲間づくりへのきっかけを図り、心豊かな社会参加の実現を支援します。

- (ア) クッキング (年3回程度)
- (イ) 盆点前&フラワーアレンジ (年4回程度)
- (ウ) 陶芸 (年4回程度)
- (エ) 手作りひろば (年2回程度)
- (オ) だんご「さいわい太鼓」 (年2回程度)
- (カ) 手作りブーランジェリー(パン教室) (年2回程度)

(5) 広報啓発事業

障がいのある方の利用施設であり、また、地域の社会資源としての役割をも担う福祉センターを多くの方々に有効に活用していただくことを目指し、積極的に施設の貸し出し・事業参加を働きかけるPRに努めます。障がい福祉に関する情報の発信、及び広報活動による地域社会への啓発活動をおこないます。

ア ホームページ、ツイッター、インスタグラムによる情報提供(随時)

イ 県内外の福祉情報の提供および定期刊行物や読み物の閲覧(随時)

ウ 機関紙「杜の風」の発行(年1回)

エ 事業広報・利用促進チラシの配布(随時)

オ 施設PRプログラム

(ア) 施設概要案内・利用方法のご案内(県内支援学校、近隣福祉施設等、一般)

(イ) 見学会&施設探検(障がい者団体、小学校等)

カ パフォーマンスギャラリー「スポットライト幸」(新規事業)

障がいのある方の作品を福祉センターのロビーや各会議室等に展示します。来所される方々には、多様な才能あふれる作品に出会う場として、また、製作者の方々には気軽に公に向けて作品を発表する場としての活用を周知します。

(6) 施設の便宜提供

障がいのある方やその家族、ボランティア、福祉関係者および一般の方に訓練・研修・会議・交流の場として、訓練室・会議室及び宿泊室等の部屋並びに設備利用の便宜を図ります。

「障がいのある方の利用が優先」の原則は遵守しながら、利用がやや少なめな夜間や平日には地域の方にも利用していただけるよう、周知に努めます。

2 利用者サービス

適切かつ効率的な運営ならびに利用者サービスの向上を図ることを目的として、利用者及び関係者の意見・要望等を把握し、福祉センターの運営に反映します。

(1) 利用者サービスの向上に向けた取り組み

ア 運営推進委員会の開催(年2回開催)

各障がい者団体及び隣接関連施設の代表で委員会を組織し、福祉センターの当面する諸問題や相互の連携及び関係する問題についての具体的事項の検討や、事業の調整を図ることを目的に開催します。

イ 利用者懇談会の開催(年1回開催)

各利用団体の代表及び一般利用者による懇談会を開催し、施設利用や利用者サービス等に関しての意見・提案・要望等を伺い、福祉センターの運営に反映させ、運営推進委員会に報告します。

ウ 苦情委員会の設置

福祉センター利用に関する利用者の方々からの苦情等について、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上を高めます。

エ 虐待防止委員会設置

障がい者への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた利用者への保護等を図れるよう、「虐待防止の指針」の整備や研修をおこないます。

(2) 利用者のニーズの把握

利用者からの意見・要望等を様々な方法で汲み取り、今後の運営に生かしていきます。なお、寄せられた要望等は、福祉センター対応の回答とあわせてロビーに掲示し、公表します。

ア 意見箱の設置

福祉センターのロビーに意見箱「ケヤッキーあのね」を設置し、利用者のニーズ、苦情、意見・要望等の把握に努めます。

イ 利用者アンケート(年1回)

全利用者に、施設の整備状況や事業内容、職員の対応等に関するアンケートを配布し、今後のサービス改善や運営上の問題点の把握・解消に努めます。

3 自主事業計画

福祉センター事業の効果的推進を図るため、センター独自の事業を実施します。

(1) 出前教室

余暇活動の提案や当事者活動の有意義なプログラムの提供を目指し、福祉センターの「趣味の教室」「交流イベント各種」「当事者講師による福祉体験教室」「ミニコンサート」などを要請に応じて出前形式で実施します。

卓球バレー、ボッチャ、スティックボール、クワイアチャイム、アロマ体験
フラワーアレンジ、盆点前（茶道）、書楽、笑いヨガ、わくわくダンス、
楽しいネイル、革細工、手仕事教室、キャップハンディ研修 等

4 環境配慮の取組み

宮城県の「わが社のe行動（e c o d o !）宣言」制度の環境配慮実践事業者として、施設の管理運営に関する環境配慮について、具体的な目標を設定し、その行動実践に責任をもって努めます。

- (1) 再生用紙の購入や使用に努め、資料印刷における裏紙（個人情報記載のものを除く）の再利用や両面コピー等の励行を図り、経費の抑制に取り組みます。
- (2) 物品等の適正量の購入に努め、ごみの分別やリサイクルの促進を図ります。
- (3) 電気、ガス、燃料（重油・灯油・ガソリン）等のエネルギー資源や、水道水の節減、空調機の省エネ運転の徹底に努めます。
- (4) OA機器、電気器具類の不使用时の主電源スイッチオフ、利用者不在時の部屋・トイレ・廊下等の消灯を徹底します。（利用に差し支えない程度）
- (5) エレベーターの効率的利用に努めます。
- (6) 水圧調整・節水器具の使用による節水の励行を図ります。
- (7) 利用者に対する環境配慮の協力要請
福祉センターの「利用のしおり」や館内での掲示物等で、節電・節水などにおける無理のない範囲での環境配慮への協力を呼びかけます。

5 障害者就労施設等からの物品等の優先調達

宮城県内の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、具体的な目標を設定し、その行動実践に努めます。

- (1) 障害者就労施設等からの提供可能な物品の情報については、年間を通し情報収集に努め、その情報を参考に物品等の調達を推進します。
- (2) 従来からの優先調達の購入に加え、新たな対象品目・役務の開拓に努めます。また、廃棄物等の回収のように障害者就労施設等が提供可能な役務についても情報の収集を図り導入に努めます。
- (3) みやぎセルフ共同受注センターを活用し、優先調達についてよりよい実践行動を果たすとともに、館内利用者へのPR活動を積極的に推し進め、受注機会の拡大を図ります。
- (4) 令和5年度の調達目標を調達実績額が前年度実績額を上回るように設定し調達に努めます。

6 地域公益活動

どなたでも気軽に参加できる交流行事の開催を広く周知し、共生社会づくりの大切さを広めていきます。

また、県内各地の障がい福祉関係施設や団体、小グループ等へ福祉センターの出前事業や、キャップハンディなどの福祉啓発活動、及びレクリエーションプログラムの実施要請に対し、職員や事業に携わっていただいている講師、協力者を派遣し、それぞれの地域や団体の活動が活性化されるように事業推進を図ります。

- (1) ボランティア教室・キャップハンディプログラムなど（年間 随時受付）
- (2) 出前教室（自主事業）
- (3) パフォーマンスギャラリー幸への作品出品への呼び掛け
- (4) 本法人市町村協会の事業活性化の推進

7 職員の資質向上

職員の資質向上のため、職員の事業推進能力を高める知識・技能の習得を図るとともに、外部研修の機会を活用し、職員の幅広い視野の育成に努めます。

- (1) 所内研修
 - ア 接遇研修
 - イ 感染症対策
 - ウ 熱中症対策
 - エ 救急救命法
 - オ 手話研修
- (2) 外部研修
 - ア 全国障害者福祉センター（戸山サンライズ）主催の各種研修会
 - イ 各種研修会への参加

8 安全管理及び防災対策

利用者が、安全に安心して利用できるよう、日頃からの日常点検・施設設備点検・職員の防災意識向上を図ります。

利用者の病気・けが・その他の事故対応については「安全管理対策マニュアル」に従い、迅速な初期対応に当たるとともに、近隣施設の看護職員等の協力を得ながら、医療機関・家族等への連絡・搬送等の必要な協力をおこないます。

東日本大震災での教訓を生かし、近隣施設等との連携強化、情報の提供等に努め、防災体制を整備していきます。

また、平成25年6月に宮城県・宮城県身体障害者福祉協会（現 宮城県障がい者福祉協会）・仙台市と福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定を締結したことにより、福祉センター災害対応マニュアル（地震）に基づき、福祉センターの一部を「災害一次避難所」としての利用の申し入れがあった場合の職員の訓練を実施します。

- (1) 避難訓練（夜間想定含む）（年2回）
- (2) 消防設備点検（年2回）
- (3) 施設内外日常点検（随時）

- (4) 災害用非常食・救急用品の備蓄 (随 時)
- (5) 防災対策、救命救急法・交通安全の研修会 (随 時)

9 施設の保全、修理及び工事計画

(更新) 内装改修工事：宮城県施設整備事業（令和4年度より継続）

G オアシス（特定相談支援事業）

◎運営の基本方針

新型コロナウイルス等感染予防に配慮し、利用者自身がストレングスを活かしながら、希望する日常生活や地域生活が送れるよう、アセスメントを通じてその課題等を把握し、サービス等利用計画の中に反映させていきます。

また定期モニタリングを実施する事で、継続した支援が提供できるよう取り組んでいくと共に、事業所監査での指摘評価等を踏まえた事業所運営を進めていきます。

さらにホームヘルプサービスなど、居宅介護サービスを利用しながら在宅生活を送られている方で、今年度内に満65歳を迎える利用者の方がスムーズに介護保険サービス利用に移行していける様、指定居宅介護支援事業所など関係事業体と協力していきます。

1 計画相談支援

(1) サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）

- ア オアシスが担当している方で、計画相談支援期間が満了する方
- イ 法人が管理する施設を利用されているセルフプラン（自己作成）の方で、計画相談支援期間満了に伴い、以後の計画相談支援をオアシスに希望される方
- ウ 他の相談支援事業所と契約し、法人が管理する施設を利用されている方で、計画相談支援期間満了に伴い、以後の計画相談支援をオアシスに切り替えたい方
- エ 他の相談支援事業所と契約し、法人が管理する施設の利用を今後予定される方で、利用開始日に合わせ計画相談支援をオアシスに切り替えたい方
- オ 県内の在宅障がい者の方で、新規に障害福祉サービスの利用を希望される方

(2) 継続サービス利用支援（モニタリングの実施）

- ア 現在担当している利用者の継続モニタリング（定期及び状況の変化に合わせ）の実施
- イ 他の相談支援事業所と契約し、法人が管理する施設を利用されている方で、モニタリング実施予定月に合わせオアシスに契約を切り替えたい方

2 基本相談支援

(1) 面談による相談活動

- ア 当事業所での相談
- イ 法人が管理する各施設内での相談
- ウ 家庭訪問による相談

(2) 電話やメールなどによる相談活動

3 仙南地域自立支援協議会相談支援部会活動

自立支援協議会相談支援部会活動を通じて、地域課題の解決に向けた調査研究や施策の提案、相談支援専門員としてのスキルアップに努めます。

H 地域公益事業

◎運営の基本方針

宮城県の「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」のもと差別解消への啓発に努め、地域共生社会の実現を目指します。

各市町村協会においては、会員の高齢化や減少、新会員の勧誘等、様々な課題を抱えており、組織の在り方や事業展開に向けた意見交換の場の充実に努めます。

◎重点事項

- (1) 地域共生社会の実現に向けて取り組みます。
- (2) 市町村協会の現状に応じた事業の在り方、相互協力について検討します。
- (3) 新しい情報の速やかな発信に努めます。
- (4) 関係福祉団体との連携と協力体制の強化に努めます。

1 市町村協会地域活動促進事業

(1) 市町村協会会議の開催

目的：協会組織の全体会議を通して、協会及び障がい者福祉に関する課題と現状の理解、会の活性化や相互協力に向けた検討をおこないます。

日時：令和5年9月22日（金）

会場：宮城県障害者福祉センター

内容：各市町村協会の取り組みの紹介や、今後の事業展開に関する意見交換を通じて、これからの市町村協会の在り方を考えます。

ア 会員の加入促進、活性化に向けた取り組み

イ 他市町村協会との協力、共同事業の可能性

ウ 災害時への備え、安心安全な生活のための取り組み 他

(2) 市町村協会女性部会の活動支援

目的：女性部会の活動を支援します。

日時：未定

会場：宮城県障害者福祉センター

内容：女性部会長会議の開催

(3) 会員研修会の開催

目的：障がい者福祉の情報、趣味や健康、地域で安心して生活できる方法などについて学びます。

日時：未定

会場：未定

内容：ア 障がい者福祉に関する情報提供

イ 地域で安心な生活を過ごすための情報共有

ウ 生活の張り合いにつながる趣味の拡大や健康に関する内容

(4) 「第3回市町村協会対抗 卓球バレー交流大会」の開催

目 的 : 市町村協会対抗のスポーツ大会を通し、会員相互の交流を図ります。

日 時 : 令和5年11月24日(金)

場 所 : 宮城県障害者総合体育センター

(5) 「ボウリング大会」の開催

目 的 : 宮城県障害者社会参加推進センターでの受託終了となったボウリング大会の開催を引き継ぎます。市町村協会会員以外にも広く参加を募り、交流や余暇活動の充実を図ります。

日 時 : 令和5年7月15日(土)

場 所 : タイトーステーション 仙台ベガロポリス店

2 福祉運動推進事業

(1) 日本身体障害者団体連合会関係

ア 「第68回日本身体障害者福祉大会(わかやま大会)」への参加

目 的 : 日本身体障害者団体連合会に所属する全国の身体障がい者団体及び会員が一堂に会し、令和5年度の活動方針を決定するとともに、共生社会の実現にむけた運動を推進していくことを目的とします。

日 時 : 令和5年6月16日(金)

担当県 : 和歌山県 ※オンライン配信(6月16日~22日)

イ 「東北・北海道ブロック身体障害者団体連絡会」への参加

目 的 : 東北・北海道ブロックの身体障がい者団体が一堂に会し、共生社会の実現に向けて、共通課題の解決を図ることを目的とします。

日 時 : 令和5年7月6日(木)~7日(金)

担当県 : 札幌市

(2) 「第69回宮城県社会福祉大会」の開催

目 的 : 県内の地域福祉に関する団体が一堂に会し、すべての県民が共に支えあい、安心していきいきと暮らせる地域社会の形成に向けて決意を新たにするとともに、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々を顕彰し、今後の地域福祉の一層の推進を図ることを目的とします。

日 時 : 令和5年11月9日(木)

会 場 : 仙台サンプラザホール

内 容 : ア 宮城県知事及び主催団体長表彰

イ 大会宣言、記念講演 他

3 災害関係

(1) 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害発生時において、市町村からの派遣要請等により避難所や福祉避難所において福祉的な支援をおこなう「宮城県災害派遣福祉チーム(DWAT)」の一員として、協力体制を整えます。

4 啓発・広報

- (1) 広報紙「県障みやぎ」を年2回発行します。
- (2) ホームページを活用して最新の情報提供に努めます。
- (3) 各市町村協会主催の諸活動を支援することで、会員の団結と親睦を図ります。会員交流の場として、宮城県障害者福祉センターや宮城県障害者総合体育センターとの共同開催による、体験教室等を企画し、事業の活性化を目指します。
- (4) 各関係福祉団体による障がい者福祉推進の諸活動に積極的に参加することで、ネットワークと協力体制の構築、及びニーズ把握と共通目標の実現に努めます。

I 宮城県障害者社会参加推進センター（受託事業）

障がいの有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向け、関係機関との連携のもと、さまざまな社会参加促進施策を実施することにより、障がい者の自立と社会参加を推進します。

新型コロナウイルス感染症の収束が、未だ見えないなか、社会経済活動が少しずつ動き出しているなかでの事業運営は、より一層の感染症対策が求められます。

参加者・関係者の安心安全ため、工夫を凝らしながら各種事業を実施していきます。

1 宮城県障害者社会参加推進センターの運営

(1) 宮城県障害者社会参加推進協議会の開催

社会参加推進センターの業務に関する企画及び立案をおこなう社会参加推進協議会を開催し、障がい者の社会参加の推進に必要な事項の協議検討や、情報の提供に努めます。

ア 開催日 : 令和5年7月予定
令和6年2月予定

イ 会場 : 宮城県障害者福祉センター

(2) 市町村地域生活支援事業への協力

市町村地域生活支援事業への協力の一環として、要望に応じて推進協議会構成団体の派遣をおこない、障がい理解の普及啓発活動の推進を図ります。

(3) ホームページやSNSを用いた情報発信

推進センターが実施する事業をはじめ、県内の障がい福祉団体が実施する様々な取り組みについて情報を発信します。

(4) 宮城県障害者相談員連絡協議会の活動支援

市町村等より委嘱を受けた障害者相談員等の資質の向上及び連携を目的に活動する宮城県障害者相談員連絡協議会の運営を補佐し、研修会等の活動支援をおこないます。

ア 会議等の開催

(ア) 理事会 : 年3回

(イ) 総会 : 令和5年4月26日(水)

(ウ) 監事監査 : 令和6年3月

イ 移動研修会の開催

(ア) 開催日 : 令和5年7月

(イ) 会場 : 調整中

ウ 施設見学会の開催

(ア) 開催日 : 令和5年10月

(イ) 会場 : 調整中

2 地域生活支援事業の実施

(1) 障害者でんわ相談室運営事業

障がい者やその家族等の権利擁護や、様々な不安や悩みに対応する電話相談窓口を設け、専任相談員が必要に応じ、関係機関との連携をおこないます。

ア 連絡先 (共通) 022(296)5053

イ 開設日

日曜日・月曜日：精神障がい者の相談日

水曜日・木曜日：身体障がい者の相談日

金曜日・土曜日：知的障がい者の相談日

ウ 開設時間

12時～17時(火曜、祝日等は、留守番電話とFAXで対応)

エ その他

中央障害者社会参加推進センターが主催する事業担当者研修会への派遣

(ア) 開催日：令和5年6月

(イ) 開催地：東京都

専任相談員交流会の開催

(ア) 開催日：令和5年7月

(イ) 会場：宮城県障害者福祉センター

専任相談員研修会の開催

(ア) 開催日：令和6年1月

(イ) 会場：宮城県障害者福祉センター

(2) 障害者相談員活動強化事業

市町村等より委嘱された障害者相談員等を対象に、相談対応能力の向上と、関係機関や相談員間とのネットワークを形成することを目的に、研修会を開催します。

ア 宮城県障害者相談員研修会の開催(年2回開催)

(ア) 開催日：令和6年2月

(イ) 会場：宮城県障害者福祉センター ほか

イ 東北・北海道ブロック身体障害者相談員研修会への派遣

(ア) 開催日：令和5年11月30日(木)～12月1日(金)

(イ) 会場：山形県山形市

(3) 全国障害者スポーツ大会宮城県選手団(身体障害及び精神障害)派遣事業

鹿児島県で開催される特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」に、宮城県選手団を編成し、派遣する業務を受託します。

ア 第31回宮城県・仙台市障害者スポーツ大会(陸上大会)への協力

(ア) 開催日：令和5年5月14日(日)

(イ) 会場：弘進ゴムアスリートパーク仙台

イ 宮城県選手団個人競技派遣選手選考委員会の開催

(ア) 開催日：令和5年6月8日(木)

(イ) 会場：宮城県障害者福祉センター

ウ 宮城県選手団説明会の開催（2回開催）

（ア）開催日：令和5年7月、10月

（イ）会場：宮城県庁

エ 競技別代表選手強化練習会の開催

（ア）開催日：令和5年8月初旬～10月上旬（各4回実施）

（イ）会場：キューアンドエースタジアムみやぎ ほか

オ 特別全国障害者スポーツ大会への選手団派遣

（ア）派遣日程：令和5年10月26日（木）～31日（火）

（イ）会場：鹿児島県立鴨池陸上競技場 ほか

（4）障害者週間推進（書道・写真コンテスト）事業

文化・芸術活動の推進と、障害者週間（12/3～12/9）における県民への障がいへの理解と認識を深める啓発活動の一環として「障害者による書道・写真全国コンテスト」の予選会を兼ねる、宮城県大会を開催します。

ア 第38回「障害者による書道・写真全国コンテスト」宮城県大会の開催

（ア）募集期間：令和5年6月～8月中旬予定

（イ）応募規定：書道部門・・・毛筆（半紙サイズ）、硬筆（A4サイズ）
写真部門・・・4つ切り、4つ切りワイド
携帯フォトの部・・・VGA（640×480）以上
各部門ともにテーマは自由

イ 第38回「障害者による書道・写真全国コンテスト」宮城県大会作品展の開催

（ア）開催日：令和5年11月～令和6年1月

（イ）会場：宮城県庁行政庁舎 ほか

（ウ）審査発表：令和5年9月下旬

ウ 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）が主催する第38回「障害者による書道・写真全国コンテスト」への出展

（ア）内容：宮城県大会の優秀作品18点の出展

（イ）応募時期：令和5年9月末

（ウ）審査発表：令和6年1月末

3 包括委託契約の履行に伴う再委託

下記団体と再委託契約を締結し、事業を実施します。

（1）公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会

ア 視覚障害者家庭・社会生活訓練事業

視覚障がい者の日常生活能力の改善や生活文化の向上、社会生活の円滑化を図るため、日常生活上必要とされる諸能力について訓練や指導、社会生活上必要な知識や技術の取得に向けた講習や体験交流等を開催します。

イ 中途失明者緊急生活訓練事業

中途視覚障がい者等の社会復帰の促進を図るため、今後の生活に関する助言や指導、自立生活に向けた感覚訓練や点字指導等に関する相談会と、講習会を開催します。

ウ 点字・声の広報等発行事業

宮城県が発行する「みやぎ県政だより」を点訳・音訳し、視覚障がい者に対して県政情報を正確かつ迅速に提供します。

(2) 宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会

ア 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

疾病により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者への発声訓練をおこないます。また、この発声訓練に携わる指導者の養成をおこなうことにより、音声機能障がい者の社会復帰を促進します。

(3) 公益社団法人日本オストミー協会 宮城県支部

ア オストメイト社会適応訓練事業

オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）の社会復帰を促進するため、装具についての正しい知識の普及と、社会生活に必要な基本事項等についての教室を開催します。

(4) 一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会

ア 知的障害者本人活動支援事業

知的障がい者の自己の自信を確立するため、自己主張の機会や仲間との交流により社会適応能力や自立心を養うことから、知的障がい者の社会参加の促進を図ります。

J 幸町ウェルフェア温水プール（補助事業）

◎運営の基本方針

温水プールは、どなたでも安心して楽しく、水泳や水中運動を楽しめる地域のスポーツ・レクリエーション施設をめざしています。障がいのある方や高齢者の社会参加や健康づくり、リハビリテーションの場としても有効に活用されるよう、施設紹介や水泳教室の広報チラシでのPRに重点をおき、当プールの更なる認知度アップや利用者数の増加を目標に事業を進めていきます。

新型コロナウイルス感染対策においては、安心してご利用いただけるよう、引き続き、流行に応じた感染対策の徹底に努めます。

前年度のチラシ効果により、最近では地域の子供たちの利用も増えており、よりきめ細やかな監視体制や感染対策の徹底に努め、「水深が浅くて安心」「きれいなプール槽の水」「障がいの状況に応じた見守りで安心」という特色を生かしながら、安全で楽しい「みんなのプール」の運営に努めます。

運営を圧迫するような光熱費や燃料費の高騰、さらには老朽化による設備の故障や不具合などでの修繕費の増大が懸念されます。安定した運営を維持するため、夏期を除いての夜間営業の休止や節電対策・節約の工夫等で効率化を図るとともに、今後に向けた設備の修繕や更新も視野に入れ整備を図ります。

◎重点事項

- (1) 新型コロナウイルス感染対策については今後の動向を見守りながら、引き続き感染予防対策を徹底し、衛生面の整備を図ります。
- (2) 障がいのある方、一般利用者・勤労者、高齢者の利用促進のために様々なメニューの水泳教室を企画します。また、独自のサービスメニュー（ワンポイントアドバイス・水中ウォーキング）を通して、スポーツ・リハビリテーションプログラムとしての健康維持、機能回復及び利用者の交流の機会を提供します。
- (3) 温水プールの事業内容について、利用者のニーズの把握に努め、新たな水泳教室の体制を整備し、地域への発信・周知に努めます
- (4) 職員の教育指導や所内研修の充実に努め、利用者へのサービス向上を図ります。
- (5) 施設設備の管理や整備を適切におこない、「安全で利用しやすい」という評価を維持するよう努めます。
- (6) 職員には日頃から安全訓練の強化と防災意識向上の徹底を図り、事故防止に努めます。
- (7) 隣接する宮城県障害者福祉センター・宮城県障害者総合体育センターとの連携による事業の推進を図ります。
- (8) 宮城県障害者総合体育センターとの施設の共同管理を積極的に推進し、スポーツ・リハビリテーション施設として総合的なサービス向上に努めます。
- (9) 地球環境に配慮したエコ活動に取り組み、省エネ対策の徹底した見直しをとおして

効率の改善を図るとともに環境配慮の意識の定着を図ります。

- (10)衛生委員会のもと、施設利用者が安全に活動できる環境の整備に配慮するとともに、風通しのよい職場環境を整え、職員の心身の健康管理に努めます。

1 スポーツ・リハビリテーション事業

(1) 障がい者水泳教室等(通年)

新型コロナウイルスの感染状況によっては、教室の開催回数を減らす・時期をずらすなどの感染防止策を進めます。

ア 月曜日コース(豊齢者・一般対象)

イ 木曜日コース(豊齢者・一般対象)

ウ 金曜日コース(豊齢者・一般対象)

エ 障がい児・者 親子前半コース

オ 障がい児・者 親子後半コース

カ 障がい者コース

キ 障がい者アーティスティック・スイミング・リズムコース(初心者コース)

ク 障がい者アーティスティック・スイミングコース(上級者コース)

ケ 子ども水泳教室の実施(新規事業)

主に小学生を対象に開催し、子どもの泳力の上達と体力の向上を目指します。

コ 短期集中子ども水泳教室の実施(夏休み限定)

泳ぎが不得手な子どもに対し、7月～8月に水泳が好きになるプログラムで開催します。

サ 水中ウォーキング教室の実施

障がいの有無にかかわらず、どなたでも参加でき、膝や腰が痛い方・健康維持増進を図りたい方に向けて、水中運動の場を提供します。

シ 水泳普及指導日(ワンポイントアドバイス)の設定(月2回、日曜日)

夏期の混雑する時期を除き、プール内に指導者を配置し、希望者の方に有料で水泳指導及び水中運動指導をおこないます。

(2) 利用者水中交流会

障がいのある方及びその家族と一般の方を対象に、「利用者水中交流会」をおこないます。泳力を試す記録会や障がい者アーティスティックスイミングの発表もおこない、水泳をとおして楽しい交流の場を提供します。

(3) 「センターまつり2023！」への参画(三施設合同開催)

宮城県障害者福祉センター・宮城県障害者総合体育センター事業「センターまつり2023！」に参画し、施設のPRや利用者相互の交流促進を図ります。

2 サービス向上推進

(1) 利用サービスの向上に向けた取り組み

ア 苦情解決委員会の設置

温水プールの利用にあたってのトラブルの未然防止と軽減に努めます。寄せられた苦情については、「苦情解決制度の手順」に従って解決を図ります。

- イ 虐待防止委員会の設置
障がい者への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた被害者の保護等を図れるよう虐待防止のための計画づくりの作成や研修をおこないます。
- (2) 利用者の要望の把握と反映の方法
利用者からの要望、意見、感想等の把握に努めサービスの充実を図ります。
なお、寄せられた要望等は、回答とあわせてロビーに掲示し、公表します。
- (3) 利用者の増加策
 - ア 清潔な場所で水泳活動を実践できるよう、環境の充実を図ります。
 - イ 温水プールの事業、水泳教室や利用方法、利用料金、施設の内容を紹介するチラシを作成し、区役所・市役所の各窓口をはじめ、地域の学校、施設、団体へ配布します。
 - ウ 各種お知らせや水泳教室案内を作り、より効率的に施設を利用していただけるようにホームページに利用状況を掲載します。

3 環境配慮の取り組み

- (1) エコ活動への取り組み
 - ア 再生用紙の購入、使用に努めます。
 - イ 電気、燃料（重油・灯油）等のエネルギー資源や水道水の節減に努めます。
 - (ア) 空調機器等の運転基準を定め省エネ運転の徹底に努めます。
 - (イ) 利用者不使用时における照明等について、消灯の徹底に努めます。
- (2) 日常業務の見直し
 - ア 用紙類の使用経費の抑制を図ります。
 - (ア) 資料や印刷物の必要部数だけの印刷を励行します。
 - (イ) ミスコピー紙等の再利用及び両面コピーの励行に努めます。
 - イ 物品等の計画的な使用と管理の徹底及び適正量の購入に努めます。

4 地域公益活動

- (1) ホームページの充実
- (2) センターまつりへの参画（無料開放等）
- (3) 障がい団体、地域の方々にむけた利用促進を図るPRちらしの作成・配布

5 職員の資質向上

職員の資質向上を図るため、各研修へ参加し、研鑽に努めます。

- (1) 所内研修
 - ア 水上安全法
 - イ 感染症対策・接遇
- (2) 外部研修
 - ア 各種研修会に積極的に参加し、人材育成を図ります。

6 安全管理と防災対策

(1) 救急法等の講習会

施設での傷病者に対し適切な行動を学ぶために、水上安全法と救命救急法（AED含む）の講習を実施します。

(2) 避難訓練

地震や火災などを想定し、利用者の安全を確保するため体育センターと連携協力し、年2回実施します。

7 施設の保全、修理及び工事計画

開設から35年を迎える温水プールは、建物、設備の保全と維持管理には十分なメンテナンスが必要です。計画的な点検、整備を心がけ、利用者にご不便をおかけしないよう必要な修繕を進めます。

(1) 施設の保全

毎月の第4水曜日を休館日とし、施設・設備の保守点検日および定期清掃をおこないます。さらに年1回、プール槽の水抜き清掃をおこない、施設の環境を保持します。

(2) 修理・工事計画

(更新) ファンコンベクター交換工事

(更新) コンクリート梁スラブ補修工事

(更新) 西側有圧換気扇取替工事

(更新) 見学室コンセント増設工事

(更新) 見学室電灯スイッチ移動工事

K 宮城県障害者総合体育センター（指定管理者施設）

◎運営の基本方針

開設49年目となる体育センターは、障がいの有無に関わらず、だれもが気軽に利用できるスポーツ施設として、多くの方に広く利用されています。コロナ禍においても、新たに地域の方々の利用が増加傾向にあり、今後もスポーツを介した障がいの理解やコミュニケーションの交流ならびに共生の場として大いに貢献できるよう、主催事業への更なる創意工夫や職員の人材育成に努めます。

新型コロナウイルス感染対策においては、安心してご利用いただけるよう、引き続き、流行に応じた感染対策の徹底に努めます。

施設の老朽化に対応するため、本年度は宮城県によるアリーナLED改修工事や体育館屋上防水改修工事が予定されています。工事期間の日程調整や工事開始後の施設周辺の安全対策などに、十分に配慮しながら進めていきます。

指定管理者施設としての運営が、4期目最終年度となる令和5年度においては、新たに5期目となる令和6年度から令和10年度の5年間に渡る指定管理者の申請をおこないます。県内のパラスポーツの本拠地としての伝統とインクルーシブなスポーツの発展に寄与できるよう研鑽を深めながら、必要とされる地域のスポーツ施設の在り方を提案します。

光熱費の高騰や老朽化による設備等の修繕費の増大が懸念されるため、日頃からの設備点検に努めるとともに、将来の世代に豊かな環境を残していくため、環境配慮実践事業者として組織における環境配慮を重視した取組みを推進しながら、円滑で安定した管理運営に努めます。

◎事業の重点目標

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底し、利用者が安心して施設を利用できるように衛生面の整備を図ります。
- (2) 障がい者スポーツの指導體制の確立及び競技団体の指導者等研修体制の確保に努めます。
- (3) 障がい者スポーツの普及促進及び競技者の相談体制の構築と競技団体育成の推進に努めます。
- (4) 関係機関等との連携強化の実施と連携に基づくスポーツ活動事業への積極的支援に努めます。
- (5) 公共施設としての地域活動の実施に当たり、宮城県障害者福祉センターとの合同事業の開催によって、事業のより効率的な推進を目指します。
- (6) 施設利用者のニーズを的確に把握し、適切なサービスの提供を心がけるとともに、より適切な対応を目指して、職員研修の機会を確保して職員の資質向上に努めます。
- (7) 適切な施設の維持管理と安全管理体制の確立を図るとともに、地震や火災時に適切な対応ができる体制を整備して安全管理、事故防止を目指します。
- (8) 環境配慮の取組みを通し、経費削減に努めます。

- (9) 公共施設として、県内広く障害者就労施設等からの物品等の調達に努めます。
- (10) 事業の企画、実施にともなう評価を通し、より有効的で持続性のある事業の推進に努めます。
- (11) 衛生委員会のもと、施設利用者が安全に活動できる環境の整備に配慮するとともに風通しのよい職場環境を整え、職員の心身の健康管理に努めます。

1 障がい者スポーツ活動普及促進事業

(1) スポーツ教室開催事業

障がいのある方もない方も、誰もが参加できる各種スポーツ教室をとおして運動することの楽しさや可能性の広がりを感じていただき、健康的で充実した余暇の過ごし方を考えていただくきっかけづくりを目指します。

- ア eスポーツ教室 (年 5 回、宮城県障害者福祉センターと共催)
- イ スラローム教室 (年 3 回)
- ウ フライングディスク教室 (年 3 回)
- エ ミニテニス教室 (年 1 2 回)
- オ ヨガ教室 (年 1 1 回)

(2) 広報啓発事業

体育センターを多くの方々に認知・利用していただくことを目指したPR活動に努めます。

- ア ホームページの運営 (随 時)
- イ 広報紙「スロープ」発行 (年 1 回)
- ウ 事業案内・利用促進チラシ配布 (随 時)

(3) スポーツ普及活動事業

ア 障がい者スポーツ普及活動

スポーツ活動団体等の要請に応じて体育センター職員を派遣し、各種スポーツ大会や練習等への指導・支援などをおこないます。

イ スキルアップ研修会

障がい者スポーツに取り組む競技者のレベルの向上を目的として、より安全で健康的な障がい者スポーツの普及・拡大に努めます。

ウ 物品の貸出

障がい者スポーツの裾野を広げることを目的として、物品を必要とする団体等に貸し出します。ホームページや館内掲示等で広く周知し、気軽に体験やイベントでの活用ができるよう支援します。

エ 巡回指導教室

県内の各市町村、支援学校、小中学校等を訪問し、障がい者スポーツの魅力を紹介し、今後に向けての理解と協力を得られるように地域内での定着を目指します。

オ 市町村向けパラスポーツ体験会

各市町村の社会福祉協議会、障がい者福祉協会、学校等と連携し、それぞれの地域でパラスポーツを見て、知って、体験できるイベントを開催します。

カ センターまつり2023！（2023年8月27日（日）開催予定）

（宮城県障害者福祉センター・幸町ウェルフェア温水プールとの共催）

体育センターの利用者、事業参加者を中心に、参加型のお祭りとして開催します。地域の方々にも公開し、障がいの有無を越え多くの方々に体育センターの事業の紹介、障がい者スポーツ体験コーナーなどの交流の場を設けます。

2 サービス向上推進事業

（1）利用サービスの向上に向けた取組み

ア 運営協議会の開催（年2回）

体育センターの管理運営並びにサービスの向上を図るため、障がい者団体やその他関係団体・機関から選出された委員で、施設運営や施設利用に関すること、主催事業、その他体育センターの管理運営上で必要な事項及び運営方針等について、「宮城県障害者総合体育センター運営協議会設置要綱」に基づきおこないます。

イ 利用調整会議の開催（年3回）

体育センターの利用にあたっては、施設利用の公平性を期すため、「宮城県障害者総合体育センター利用調整会議設置要綱」に基づき利用を希望する障がい団体及びその他の利用団体の代表者による利用調整会議を開くことによって、体育センターの利用を効率的かつ効果的におこないます。

ウ 苦情解決委員会の設置

体育センターの利用にあたってのトラブルの未然防止と軽減に努めます。寄せられた苦情については、「苦情解決制度の手順」に従って解決を図ります。

エ 虐待防止委員会の設置

障がい者への虐待防止、早期発見、被害者の保護等を図れるよう整備や研修をおこないます。

（2）利用者の要望の把握と反映の方法

体育センター内に意見箱を設置し、利用者のニーズ、苦情、意見、要望等の把握に努めます。

なお、寄せられた要望等は、体育センター対応の回答とあわせて、ロビーに掲示し公表していきます。

（3）利用者の増加策

ア 魅力のある事業等でスポーツ活動を実践できるよう、環境の充実を図ります。

イ 体育センターの事業、貸館利用法を紹介するチラシを作成し、地域の学校、施設、団体へ配布します。

ウ ホームページに予約状況を掲載し、利用者が施設の空き状況を把握しやすい環境を作り、より効率的に施設を利用していただけるように努めます。

3 自主事業計画

（1）施設利用者各種大会

体育センターの利用団体を対象に、初心者から上級者まで、日頃の練習の成果を発揮できる場として、施設利用者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的として、

交流できる楽しい大会を支援します。

(2) 救命救急法講習会

利用者の病気、運動中の怪我等は突発的に起こることが多く、日頃から職員の意識付けが必要であることから、体育センターを含め近隣の各施設の職員や利用団体、個人利用者を対象に宮城野消防署隊員や日本赤十字社の指導で講習会を実施し、緊急時における対応への心構えやその方法を学ぶ機会を提供します。

4 環境配慮の取組み

宮城県の「わが社のe行動 (eco do!) 宣言」による「環境配慮実践事業者」として、積極的に環境に配慮した取り組みの実践に努めます。

- (1) グリーン購入の推進
- (2) 電気使用量の削減
- (3) A重油使用量の削減
- (4) 上水道、工業用水使用量の削減
- (5) 大気汚染物質の排出削減
- (6) 事業所内外の緑化や環境美化活動などの環境保全活動

5 障害者就労施設等からの物品等の優先調達

宮城県内の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、具体的な目標を設定し、その行動実践に努めます。

- (1) 障害者就労施設等からの提供可能な物品の情報については、年間を通し情報収集に努め、その情報を参考に物品等の調達を推進します。
- (2) 従来からの優先調達の購入に加え、新たな対象品目・役務の開拓に努めます。また、廃棄物等の回収のように、障害者就労施設等が提供可能な役務についても情報の収集を図り導入に努めます。
- (3) みやぎセルフ共同受注センターを活用し、優先調達についてよりよい実践行動を果たすとともに、館内利用者へのPR活動を積極的に推し進め、受注機会の拡大を図ります。
- (4) 調達実績額が前年度実績額を上回るように設定し調達に努めます。

6 地域公益活動

利用促進のためにパンフレットの配布や、広報紙「スロープ」ではスポーツ教室、地域巡回指導の紹介をして情報等の提供をおこないます。

地域の障がい者以外の団体・個人にも施設を開放して、障がいのある方もない方もスポーツ・レクリエーションを通して交流や充実した活動ができる体育施設を目指します。

本年度も、本法人市町村協会の事業活性化を目的として、指導員が地域に出向き、スポーツ・レクリエーションを通して交流を図ります。

7 職員の資質向上

職員の資質向上を図るため、職員の事業推進能力を高める知識・技能の習得を図ると

ともに、外部研修の機会を活用し、職員の幅広い視野の育成に努めます。

(1) 所内研修

- ア 接遇
- イ 感染症対策
- ウ 熱中症対策
- エ 救急救命法

(2) 外部研修

- ア 全国障害者福祉センター（戸山サンライズ）主催の各種研修会
- イ 各種研修会への参加

8 安全管理と防災対策

利用者が安全で安心して利用できるように、日常点検、施設設備点検、職員の防災意識向上、及び利用者の準備運動等の徹底により事故防止を図ります。

また、東日本大震災での教訓を活かし、近隣施設との連携強化、情報提供に努めます。

- (1) 消防訓練（消火訓練・避難訓練・通報訓練）（年2回）
- (2) 消防設備点検（年2回）
- (3) 施設内外の日常点検（随時）
- (4) 災害用非常食、救急用品の備蓄（随時）
- (5) 防災対策、交通安全の研修会（随時）

9 施設の保全、修理及び工事計画

(更新) アリーナLED改修工事：宮城県設備整備事業（令和4年度より継続）

(更新) 体育館屋上防水改修工事：宮城県設備整備事業（令和4年度より継続）

L 肢体不自由児協会事業

◎運営の基本方針

ノーマライゼーション理念の実現を念頭に置き、肢体不自由児等障がいのある子どもとその家族の視座に立って、関連する機関・団体との連携を図りながら地域共生社会構築を目指します。

◎重点事項

- (1) 医療的ケア児等重度肢体不自由児（者）とその家族の支援、関係団体・機関との連携の推進
- (2) ボランティア活動推進による地域共生社会理解者及び福祉人材の育成

1 普及運動

- (1) 「障がいのある子どもに愛の手を」普及運動の実施

- ア 趣旨 : 障がい（者）関連マーク等の周知・確認による障がい理解の促進。
肢体不自由等の障がいがある子どもを中心とする福祉事業及び障がい児親の会等セルフヘルプグループ支援システム事業への理解啓発並びにこれら肢体不自由児協会事業への協賛（事業資金）依頼。
- イ 期間 : 令和5年9月1日～令和6年1月31日
- ウ 方法 : 趣旨に関する内容を掲載したリーフレットを作成し、各自治体、小・中学校、特別支援学校、警察署等にリーフレットの配布協力を依頼します。

- (2) 第71回「手足の不自由な子どもを育てる運動」の実施

- 社会福祉法人日本肢体不自由児協会並びに各道府県肢体不自由児協会が主催して、全国一斉に実施する運動「手足の不自由な子どもを育てる運動」を促進します。
- ア 趣旨 : 肢体不自由児（者）がその有する能力及び適性に応じて、自立した社会生活が営めるような地域社会の実現に努め、福祉の増進を図ります。
- イ 期間 : 令和5年11月10日～12月10日
- ウ 方法 : ポスター及びチラシを小学校、中学校、支援学校等に配布するとともに、「愛の絵はがき」等を頒布し、協賛（事業資金）を募ります。

2 社会参加促進事業

社会的障壁のために社会参加の機会が少なく、人間関係が限られがちな障がい児（者）の自己実現と社会的な自立に向けた社会参加の機会を設け支援します。

新型コロナウイルス感染症の状況を見据えながら、その時節の状況を踏まえた事業を臨機応変に実施します。

- (1) 第50回「きぼっこキャンプ」の開催（「きぼっこキャンプ実行委員会」との共催事業）

手足の不自由な子どもと障がいのない子どもとが親元を離れ、共に楽しい集団生活を送り、活動と話し合いの中から相互理解を深め合うことで、社会連帯感を強め新しい価値観の獲得を目指します。

肢体不自由等児童生徒等の青少年活動に熱意と関心がある社会人のボランティアスタッフ並びに学生ボランティア等の援助のもとに実施します。

ア 対象 : 小学校5年生から高校3年生までの肢体不自由児童生徒等及び障がいのない児童生徒 合計10～12名

イ 期間・場所 : 夏季 令和5年8月(1泊2日～2泊3日)

宮城県七ツ森希望の家、宮城県障害者福祉センター等

冬季 令和5年12月(1泊2日)

宮城県七ツ森希望の家

ウ ボランティア・トレーニング

回数 8回(1回2時間程度)

内容 野外活動を含めたレクリエーション指導、ソーシャルグループワーク及び組織キャンプについての講義と演習、障がい理解、介助・介護学習等

3 セルフヘルプグループ支援システム推進事業

関係団体や機関との連携を図りながら、障がい児(者)保護者の会等のセルフヘルプグループを支援するシステムの構築を目指します。

令和5年度は、保護者の会を対象に「障がい者支援ファイナンシャル・プラン」を啓発する学習会を開催します。

- ・連携団体 特定非営利活動法人障がい者の暮らしとお金の相談室(「親なきあと」相談室 仙台・宮城事務局)
- ・共催団体 丸森町心身障害児者親の会、他1団体

また、ベリーの会、アンジェルマン家族会、宮城県医療的ケア家族会「ホップメイトみやぎ」、**㊦**(まるわ)プロジェクトからの活動相談に応じて支援、連携を図ります。

ア 「ベリーの会」(亶理町在住者を中心とする重症心身障がい児者親の会)支援

行事予定 : ・定例会(1～2ヶ月に1回)

・総会(4月)

・地域交流会(音楽遊び)(7月)

・きょうだい支援行事(10月または11月)

場 所: 亶理町中央公民館、亶理町保健福祉センター等

イ 「アンジェルマン家族会」交流の相談支援(随時)

テーマ: コロナ禍におけるつながり維持について

ウ 宮城県医療的ケア家族会「ホップメイトみやぎ」

令和5年度から対外活動開始

エ **㊦**(まるわ)プロジェクト(県南地域重症児者を支援するボランティア団体)の活動支援

活動計画 : ・家庭訪問による子育て支援(看護師等スタッフによる訪問)

・少人数による遊びの会等 1～2回

4 地域生活支援事業の実施

パソコンボランティア養成業務（受託事業）

障がい者のパソコン等IT機器の使用に関する支援に必要な技術等を習得したパソコンボランティアを養成することにより、障がい者の社会参加を促進します。

ア 委託団体 特定非営利活動法人せんだいアビリティネットワーク

イ 受託期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

ウ 内 容 障がい者の福祉に理解と熱意を有し、情報通信技術に一定の知識・技能を有する者に対して、障がい者のパソコン機器等の使用に関する支援に必要な技術等の習得を目標とする下記養成講座を開催して、パソコンボランティアを養成します。

(ア) 開催期間 : 令和5年9月～10月（4日間、計20時間）

(イ) 会 場 : 宮城県障害者福祉センター

(ウ) 講座内容 :
・障がい者福祉の基礎知識
・障がい者の情報入手と活用
（サピエの利活用等に関する内容を含む）
・障がい者向けパソコン関連機器の理解
・パソコンボランティア活動の実際
・支援技術に関する実習
・その他

パソコンボランティア活動に必要な知識、技術等

5 地域との連携・地域公益事業

地域共生社会の実現を目指し、関係機関・団体等からの要請に応じて職員を派遣し、地域との連携を図ります。

(1) 亘理町障害者等地域自立支援協議会

(2) 山元町障害者地域協議会